

由布支援学校危機管理 マニュアル



大分県立由布支援学校

目 次

1 3領域の共通部分

- (1) 事故対応の原則 1～3
- (2) 管理職等不在時の指揮系統 3
- (3) 関係機関連絡先 5
- (4) 休日・夜間の対応組織と連絡体制 6

2-1 災害安全領域

(1) 現状及び危機管理の前提となるリスクの把握等

- ① 防災組織および役割分担図 7
- ② 予防管理組織図 8
- ③ 防災機器配置図 9
- ④ 地理的データ 10
- ⑤ ハザードマップ写し 11
- ⑥ 児童生徒等、教職員の状況 12
- ⑦ 避難経路 13
- ⑧ 避難場所 14～15

(2) 災害発生時の対応

- ① 火災・地震対策 16
 - 南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」発表時の対応 17
- ② 台風・水害・土砂災害対策 18
- (3) 竜巻・落雷対策 19
- (4) Jアラート初期対応 20

(5) 避難後の対応

- ① 食糧等の備蓄 21
- ② 学校待機・下校（引き渡し）の判断 22～24
- ③ 学校施設が地域における防災・安全上で担う役割（避難所など） 25～31
- ④ 学校再開に向けた取り組み 32～43

2-2 生活安全領域

(1) 防犯

- ① 不審者対策 44～47
- ② 緊急捜索・保安体制 48～49

(2) 事故・傷病

- ① 応急手当・心肺蘇生法（一次救命） 50
- ② 熱中症対策 51～52
- ③ 食物アレルギー・アナフィラキシーショック対策 53
- ④ 光化学スモッグ・PM_{2.5}など大気汚染対策 54
- ⑤ 水泳・プール事故対策 55

2-3 交通安全対策

- (1) 交通事故対応 56
- (2) スクールバス 57～62

1 3領域の共通部分

(1) 事故対応の原則

① 学校事故とは

一般的に幼児・児童・生徒、教職員、保護者、学校への訪問者に関して、学校教育活動とこれに関する活動などで発生する負傷等

② 危機管理上の学校事故という点での分類

ア教室内の学習中の事故

イ教室外の学習中の事故

ウ学習発表会（長宝祭）、運動会、遠足等の各種学校行事に関連する事故

エ登下校、放課後の諸活動での事故

オ給食、健康診断、体力測定等の関連する事故

カ行方不明など、児童・生徒の問題行動に関連する事故

キ児童・生徒のその他の各種活動、教員の指導に関連する事故

ク学校内部に発生したその他の事故・災害・事件に関連するもの

ケ外部に発生した災害・事故・事件に関連するもの

③ その要因として

ア施設・設備の瑕疵によるもの

イ教師の指導上の過失等によるもの

ウ児童・生徒の行動によるもの

エ人的な要因によるもの

オその他

④ 危機管理体制の整備と予防策

ア教室、廊下、階段、屋上等の空間、各種の運動施設、特別教室の施設・設備、使用する教具等の安全確保（毎月の安全点検及び営繕の徹底）

イ教師の指導等における事故防止・安全確保に関する配慮（教職員の危機管理意識の徹底）

ウ事故防止に関する児童・生徒への指導徹底（学級指導、学部集会、生活集会等）

エ事故防止に関する保護者の共通理解の徹底（登下校時の交通マナー、PTAでの説明、地域の危険個所の確認等）

オ事故防止、事故発生の際の対応に関する体制の整備（実践的な訓練を繰り返し、多角的な観点から普段から検証を徹底し、随時改善を図っていく）

カ事故の早期発見、早期対応に関する重要事項の情報交換や共通理解

キ事故防止、事故対応の実際にかかわる研修の実施

ク事故防止、事故発生にかかわる関係機関との連携の強化

⑤ 大分県立由布支援学校校内安全管理体制

ア児童・生徒の安全確保を考慮した学校施設設備の整備

【侵入を防止する施設設備の整備】

・ 正門・生徒昇降口の戸締まり（8：45～15：05）

・ 来校者のチェック（受付名簿への記入）事前来訪者については当日の職朝で連絡

・ 危険個所のチェック（安全点検）

・ 教室の整備（内側から簡単に施錠・開錠できる構造）

・ 連絡・通信機器の整備、点検、確認

インターホーン、校内放送の通信装置の整備・点検

警察・消防等への通報連絡システムの確認・徹底

・ 不審者の暴力を阻止するための用具の購入、管理

イ教職員の共通理解と訓練の重要性

【教職員の心得】

・ 児童生徒の安全確保が第一

・ 冷静かつ迅速に

・ 臨機応変に

(1) 事件・事故対応の原則（救急及び緊急連絡体制）

<方針>

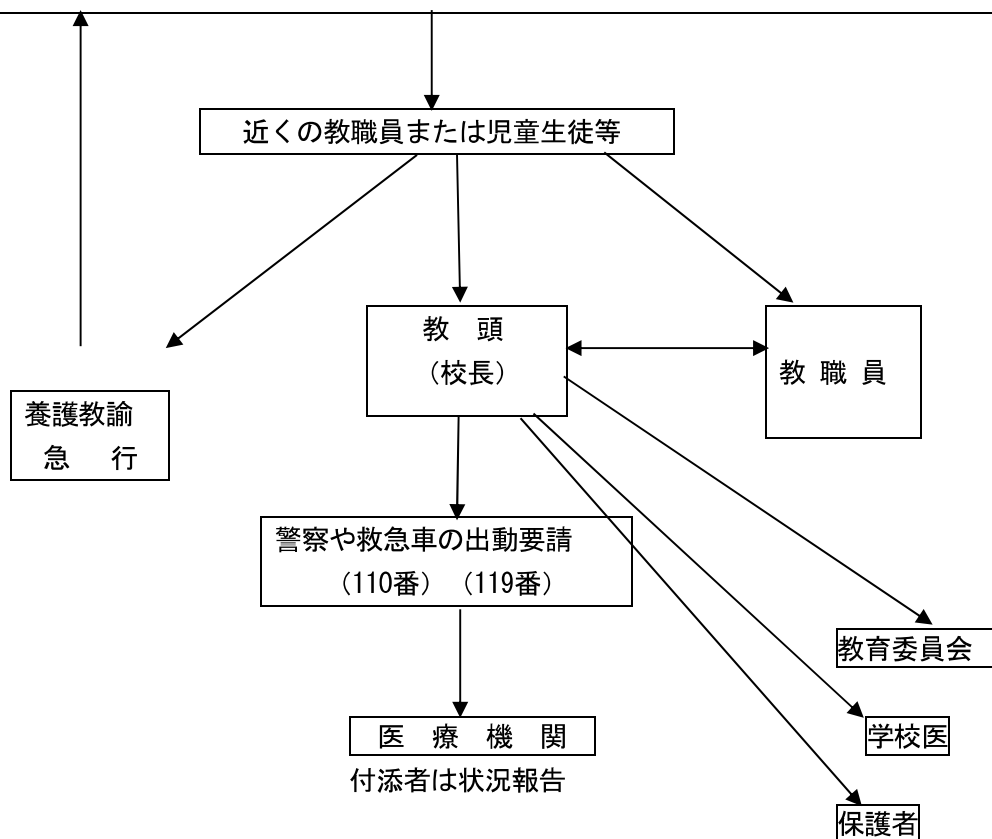
- ①児童生徒等の安全確保、生命維持最優先
- ②冷静で的確な判断と指示
- ③適切な対応と迅速正確な連絡、通報

事件・事故発生

発見者

- ・発生した事態や状況の把握
- ・不審者等の進入防止や退去のための対応、児童生徒等の安全確保
- ・傷病者の症状の確認（意識、心拍、呼吸、出血等）
- ・心肺蘇生法（AED含む）などの応急手当（現場で直ちに）
- ・協力要請や指示

*必要と判断したらまず校内放送 速やかに 110 番、119 番



* 重大な事件・事故発生の場合「緊急対策本部」を直ちに設置

緊急対策本部長=校長

保護者への連絡対応・・・・・・・・・・ * 迅速、誠意

学校医への連絡・・・・・・・・・・ * 助言協力要請等

教職員への対応・・・・・・・・・・ * 共通理解

児童・生徒への指導等・・・・・・・・・・ * 冷静に

教育委員会への連絡・・・・・・・・・・ * 逐次速やかに

警察への連絡対応・・・・・・・・・・ * 協力要請他

報道機関への対応・・・・・・・・・・ * 窓口の一本化

その他必要な対応

(2) 管理職等不在時の指揮系統

* 校長が不在の場合は教頭が陣頭指揮をとる。全職員で手配を要する場合も想定し、共通理解

を図るとともに、直面した者が手配する。

緊急連絡体制

迷ったら行動を！

大分県立由布支援学校 由布市西長宝1796

☎097-582-0326

緊急事態発生！

だれかー！！

意識・呼吸なし

心肺蘇生

AED など

意識なし
大量出血
頭痛強打
ひどく痛がる等



救急車要請



スピーカーにして

119

HELP



誘導

【発見者】

- 1 助けを呼び全体指示依頼
- 2 発生（発見）時刻確認
- 3 応急手当

依頼

指示

報告



全体指示者

- 1.全校放送依頼
- 2.できごと・時間 ボードにメモ
- 3.チェックリスト or 個別マニュアル

指示

黄色バッグ

なければ

指示



黄色バッグ（情報）

保健室



AED

なければ

指示



AED



医ケア室前・わくわく前

傷病者のそばへ



全校放送

指示

指示

指示

必要に応じて



記録

用紙を取りに行く



HELP 計時（記録補助）

他児童・生徒対応



HELP



保護者連絡

担任

↓
学年教員

↓
学部主事



全校放送→基本の動き

養護教諭：黄色バッグ持参

事務室：AED 持参

管理職：チェックリスト持参

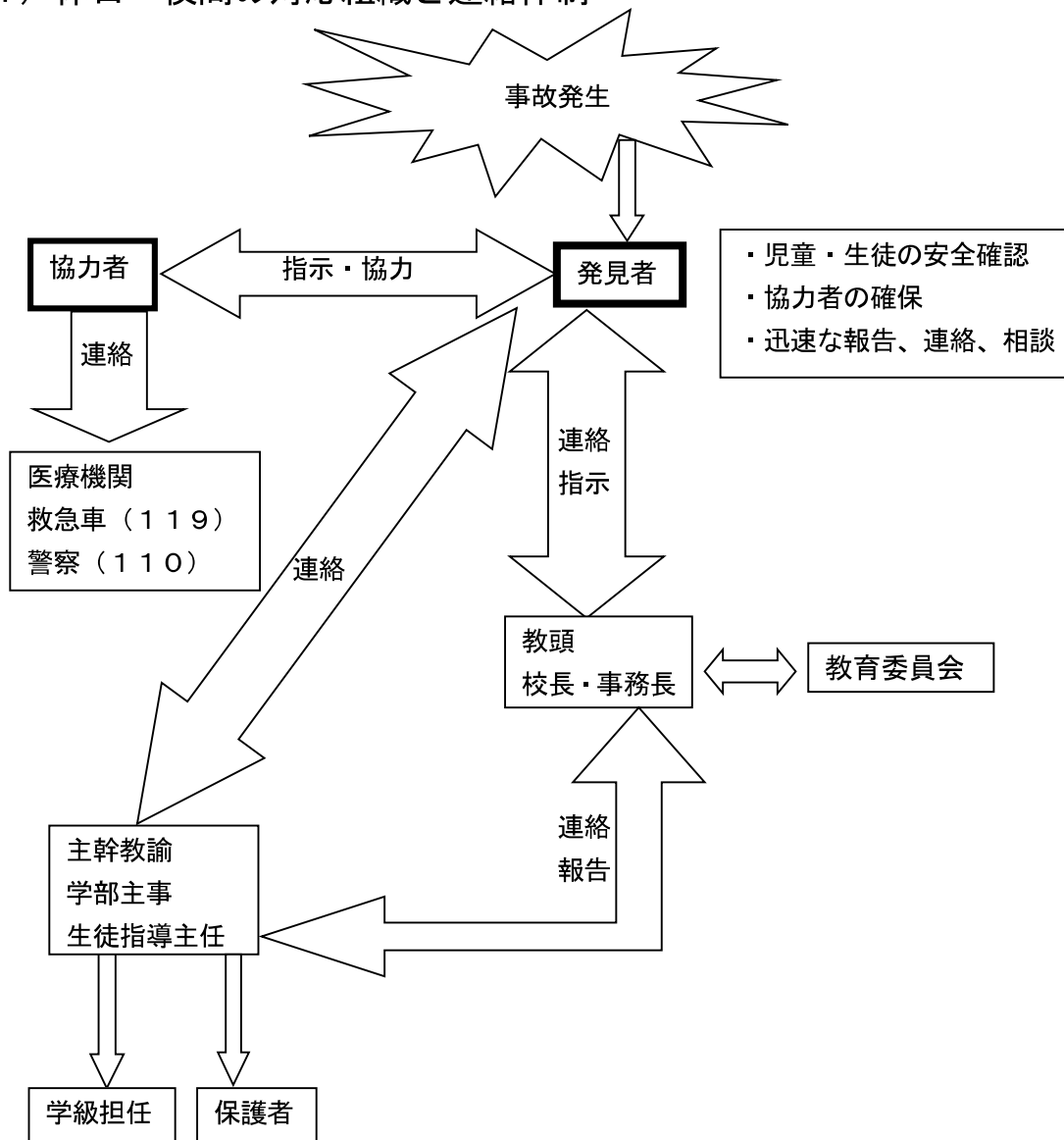
(3) 関係機関連絡先

命の危険がある（意識がない）ときは 躊躇せず 救急車 119

重大な事故事件は 警察 110

分類	関係機関	電話番号	FAX	住所
警察	大分南警察署 110	542-2131		〒870-1173 大分市横瀬 2212-1
消防	由布市消防署庄内出張所(庄内) 119	582-0119		〒879-5421 由布市庄内町柿原306-1
学校医	新こどもクリニック 新 博行	583-8277	583-8277	〒879-5518 由布市挾間町北方53
学校医	さとう消化器・大腸肛門クリニック 佐藤 浩一	583-8050	583-8055	〒879-5518 由布市挾間町北方19-1
学校医	大分大学医学部附属病院耳鼻咽喉科 平野 隆 医局	586-5913	549-0762	〒879-5593 由布市挾間町医大ヶ丘 1-1
学校歯科医	小野歯科医院 小野智之	582-2200	582-2209	〒879-5413 由布市庄内町大龍 2346-1
学校医	医療法人三ヶ田慈愛会 陣屋の里 三ヶ田智弘	583-2020	583-2010	〒870-5421 由布市挾間町鬼瀬 971-6
学校薬剤師	ゆふ薬局 河野雄太	(0977)28-8002		〒879-5102 由布市湯布院町川上2915-14
医療機関	大分大学医学部附属病院	549-4411		〒879-5593 由布市挾間町医大ヶ丘 1-1
	アルメイダ病院	569-3121		〒870-1195 大分市宮崎 1509-2
	大分中村病院	536-5050		〒870-0022 大分市大手町3-2-43
	大分県立病院	546-7111	533-1207	〒870-8511 大分市豊饒 476
	大分赤十字病院	532-6181		〒870-0033 大分市千代町 3 丁目 2 の 37
	大分三愛メディカルセンター	541-1311	541-5218	〒870-1151 大分市市 1213 番地
	永富脳神経外科	545-1717	574-5115	〒870-0820 大分市西大道町2-1-20

(4) 休日・夜間の対応組織と連絡体制



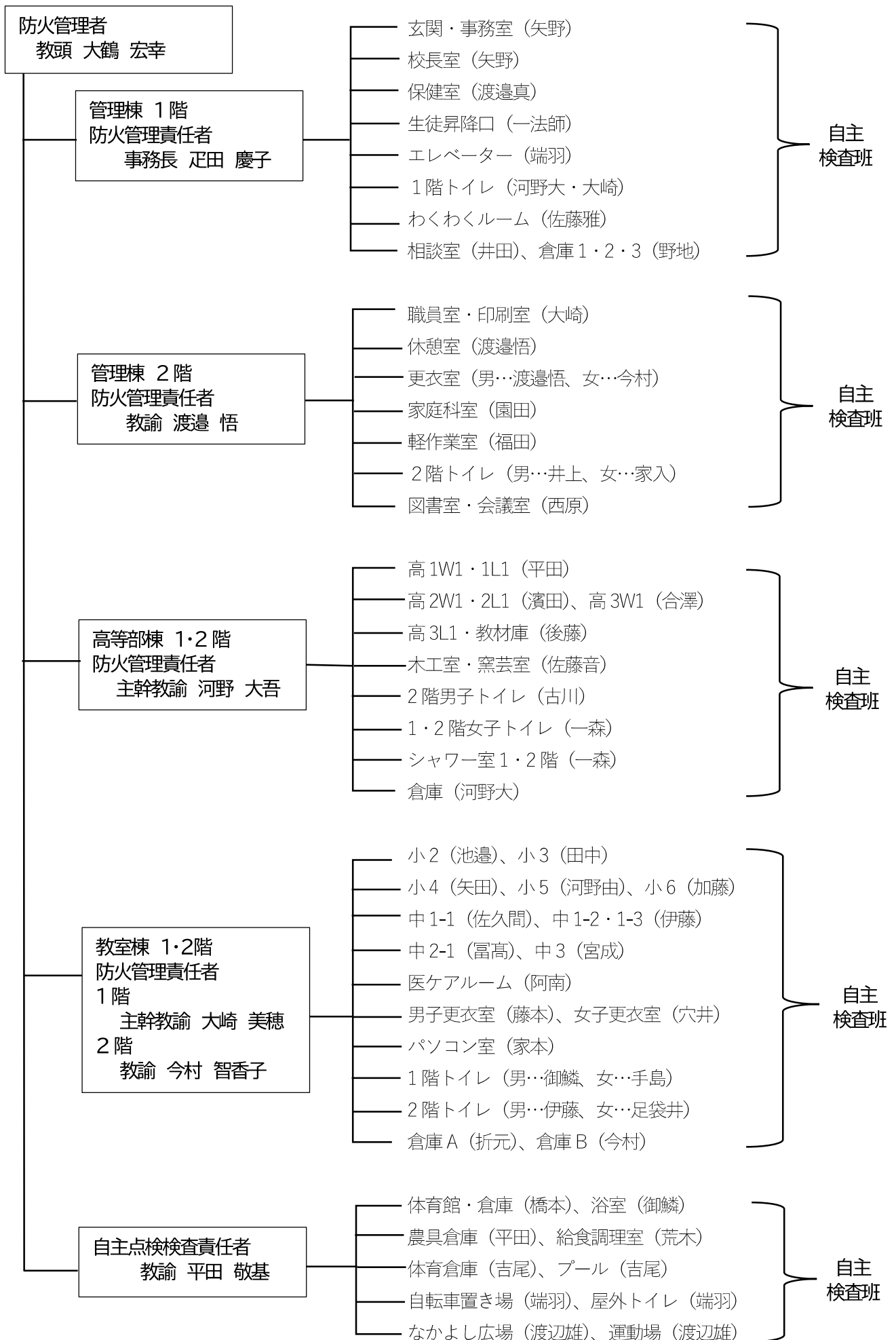
防災組織及び役割分担 (R8.4.1改訂)

分 担 班 ・ 班 員 名		災 害 及 び 訓 練 時	平 常 時	
防 災 本 部 本部長 秦 久美子 副本部長 大鶴 宏幸 疋田 慶子 本部員 大崎 美穂 河野 大吾 今村 智香子 平田 敬基 渡邊 悟 端羽 美紀子 本庁関係各課	通 報 連 絡 班	※大鶴宏幸 疋田慶子 園田博子	・ 校内への通報連絡 ・ 消防署への連絡 ・ 警察署、保健所、教育委員会 家庭、施設への連絡	・ 通報に必要な施設器具の整備管理。 ・ 放送設備が使用不能になった場合の備え。 ・ 災害情報収集
	避 難 誘 導 班	※大崎美穂 佐藤雅美 池邊加奈子 佐久間宏美 宮成侑果 一森有加利 合澤香織	・ 各種災害に応じ、定められた経路等の設定による児童生徒の安全な誘導 ・ 人員確認と本部連絡 ・ 保護者への安全確実な引渡し	・ 避難口、避難経路、避難場所、学級旗、出席簿、笛、防災救急袋等の避難用具の確認と管理 ・ 保護者への引渡し方法検討
	防 護 安 全 班	※今村智香子 加藤誠司 藤本貴久 西原大樹 平田敬基 野地真知子 ※避難前に本部集合	・ ガス栓の閉鎖、高圧ガスボンベ等危険物の移動 ・ 暖房設備等の使用停止措置及び危険物施設の安全措置 ・ 危険個所立入禁止措置 ・ 学校周辺（通学路）の安全確認	・ ガス、暖房器具等の使用状況の確認 ・ 危険物の保管状況、危険個所等の点検、整備 ※ガス設置場所及び確認者 浴室（加藤）給食室（野地）プール（西原）→確認後本部へ
	救 助 ・ 確 認 班	※河野大吾 吉尾啓 渡辺雄太 井上博文 本田文秀 古川公一郎	・ 校舎内の残留児童生徒の搜索 ・ 要救助者の救出 ・ 防火扉の開閉	・ 救助用具の点検整備 ・ 防災避難上の施設設備の点検整備
	救 護 班	※家入優香 渡邊真弓	・ 要看護児童生徒の応急看護 ・ 必要に応じて救急隊と連絡	・ 救護器具、医療品類の整備保管 ・ 応急手当の習熟と普及
	消 火 班	※渡邊 悟 足袋井紀子 (岩野雄二)	・ 状況に応じた適切な初期消火 ・ 被害を最小限に止めるための各種災害への対応。 種災害に対処する	・ 消火器具、防災用具の管理 ・ 防災器具使用方法の習熟
	搬 出 班	※矢野孝昌 荒木春菜	・ 搬出準備及び搬出 ・ 搬出物の管理	・ 非常持出物の表示 ・ 重要物件の整理 ・ 搬出用具の整備

- (留意事項) 1 自衛消防隊も兼ね、本部長（校長）を隊長に、副本部長(教頭・事務長・主幹教諭)を副隊長とする。
- 2 班ごとに責任者（※）を定める。
- 3 登校中の災害では、交通網の混乱等で教職員の体制ができない場合が予想されるが、その際には、少人数でも臨機応変に対応できること。

②予防管理組織図

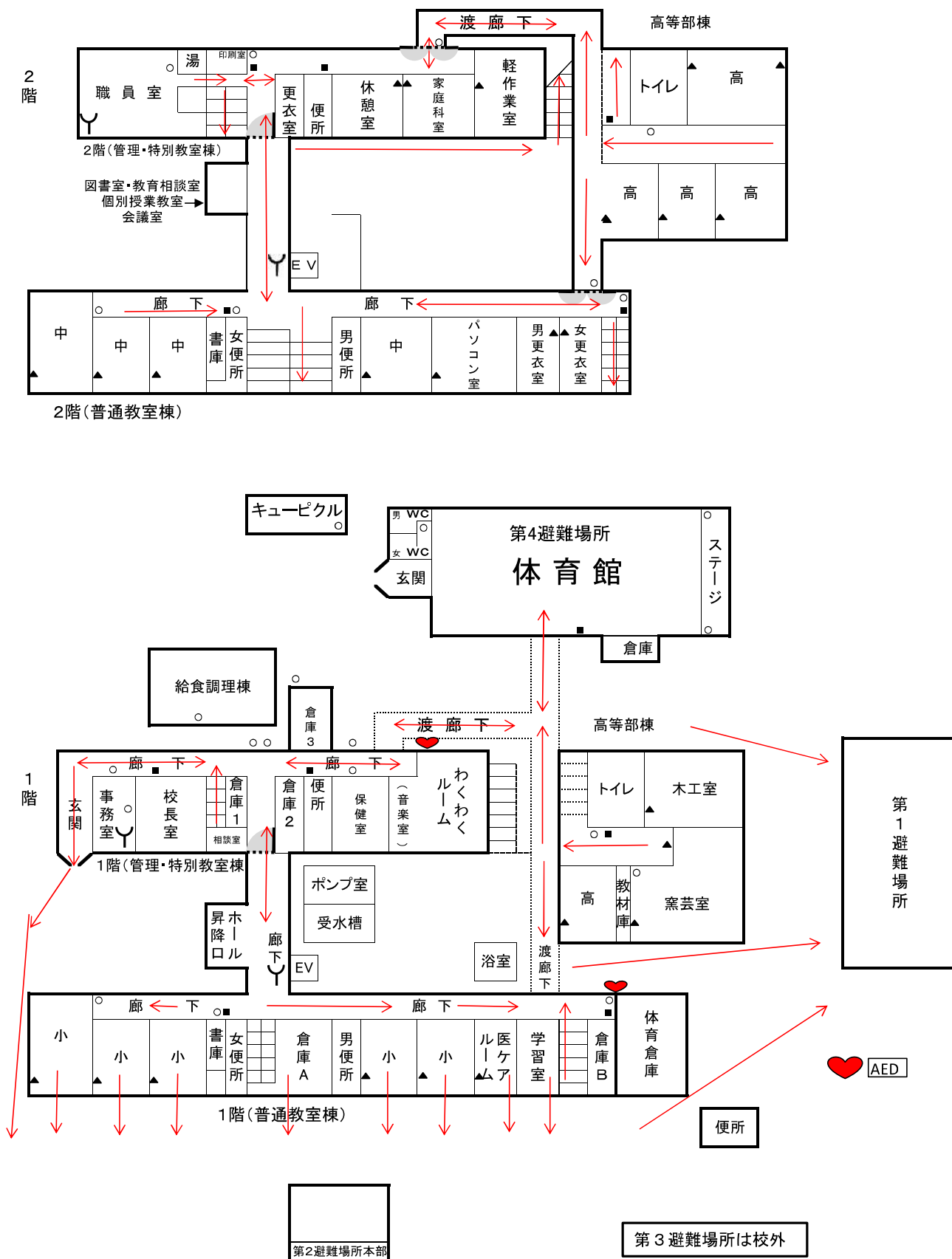
火元責任者及び自主検査班



※防火管理責任者は自主点検責任者を、火元責任者は自主点検・検査班員を兼ねる

③ 防災機器配置図

経路図内の
○印は、消火器
■印は、火災報知器
▲印は、防犯ブザー
Y印は、さすまた
■印は防火扉



④ 地理的データ

- ・住所 〒879-5406 大分県由布市庄内町西長宝1796番地
- ・中心点の緯度経度 [33.18760615, 131.44922879]
- ・標高(海拔) 113m
- ・小挾間川の橋まで直線距離で62m
- ・大分川の橋まで直線距離で407m
- (参考)・第3避難場所の旧デイサービス長宝まで直線距離で130m



指定避難所一覽

台灣	活動名稱	活動時間	參加人數	評語	總分(90分)
連勝文(18票)	台中市中山區●連勝文	03/27-03/28	200	1票	200分(20分)
陳水扁(1票)	台中市西區●陳水扁	03/27-03/28	750	1票	750分
宋楚瑜(1票)	台中市北區●宋楚瑜	03/27-03/28	200	1票	200分
馬英九(1票)	台中市南區●馬英九	03/27-03/28	111	1票	111分
蕭萬長(1票)	台中市東區●蕭萬長	03/27-03/28	600	1票	600分
吳敦義(1票)	台中市南區●吳敦義	03/27-03/28	125	1票	125分

このように、社会生活の場では、自己の感情を抑制し、他人の感情に配慮することが求められる。これは、社会生活の場では、自己の感情を抑制し、他人の感情に配慮することが求められる。これは、社会生活の場では、自己の感情を抑制し、他人の感情に配慮することが求められる。

早期の立退き避難が必要な区域

第一类	第二类	第三类
-----	-----	-----

洪水ハザードマップについて

■この建物は、大分県が発表している歴史的建造物等調査結果と照合し、大分県により利用が確認された城門跡（門のふもと）で、築き手は不明と、正確な築き手が不明であるため調査結果と一致しない可能性があります。

■この法は、お金の取引により生じた債権と債務の対立関係を整理し、元金の配当と分配金に別を設け、利益をあらわしたものです。

■大津の浸水の日や高さはこの図と異なることがあります。また、地図に示した日毎の浸水、特に左側入る所や奥の河川、内側の道路などにより浸水するところや深さが十分強まってくるでしょう。

●池田信正氏は「もしこの池田は、全くの日本人でないというのであれば、池田信正が終戦前が原因で起きているように、戦前と戦後とでかなり異なる」といって説明してくださる。

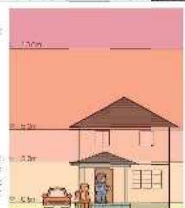
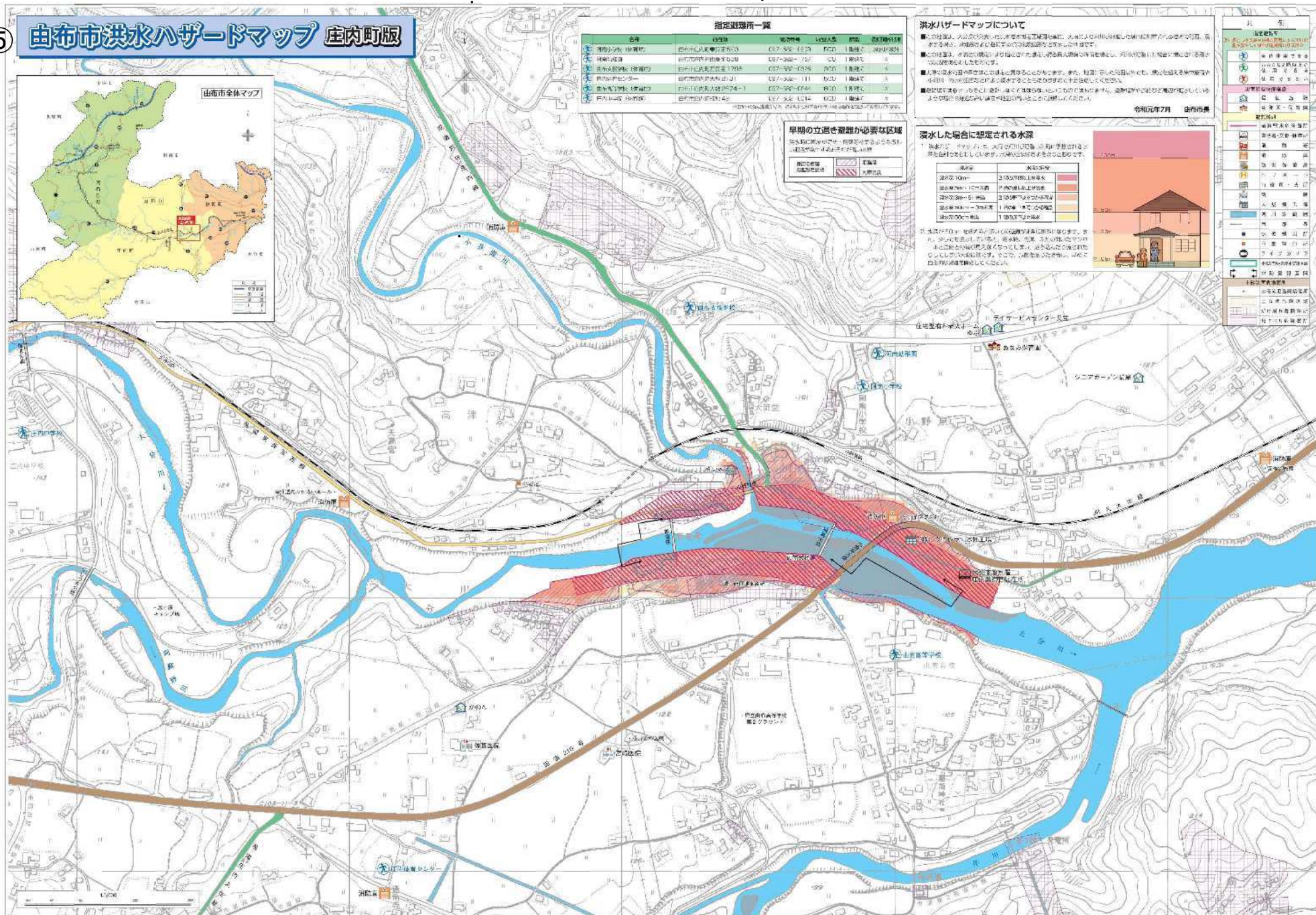
令和元年7月 由布市農

浸水した場合に想定される水深

「本水戸」がマツノ川に、大層な川に注いで、その時に予想される
 水を自然な量としていれず、が、河川にはおおよそこのとおりです。

濃度	使用回数	
濃水 10mm	2 週間以上おきで灌水	
濃水 5mm・10mm 間	2 週間おきで灌水	
濃水 3mm・5mm 間	2 週間おきで灌水	
濃水 3mm・5mm 間	1 週間おきで灌水	
濃水 3mm・5mm 間	1 週間おきで灌水	

② 水はけのよい、乾燥が早く、土の温度が暑くなるに有利な草です。また、分枝の多い草といえるので、用土乾、乾草、腐土の類にたいして、土に菌類とのかみつき悪くなってしまう、定着しにくい草にされたりにしてしまいがちになります。そこで、以前使った水苔類、はじめての土苔類は避けるべきです。

[illegible]

⑥ 児童生徒等、教職員の状況

本校は西に河川、北東に急峻な崖があり、学校は斜面を切り開いた場所に立地している。由布市の避難所・福祉避難所に指定されており、校区には浸水想定区域・土砂災害警戒区域が数多く存在している。平成28年4月の熊本地震では校舎内外が被災、令和2年7月豪雨では学校周辺の地域が被災している。

学区は由布市三町が中心である。近隣学区からの学区外通学生もあり、スクールバス、保護者送迎、JR通学、徒歩、自転車通学者がいる。

1 在籍児童生徒数及び学級数（令和8年5月1日現在）

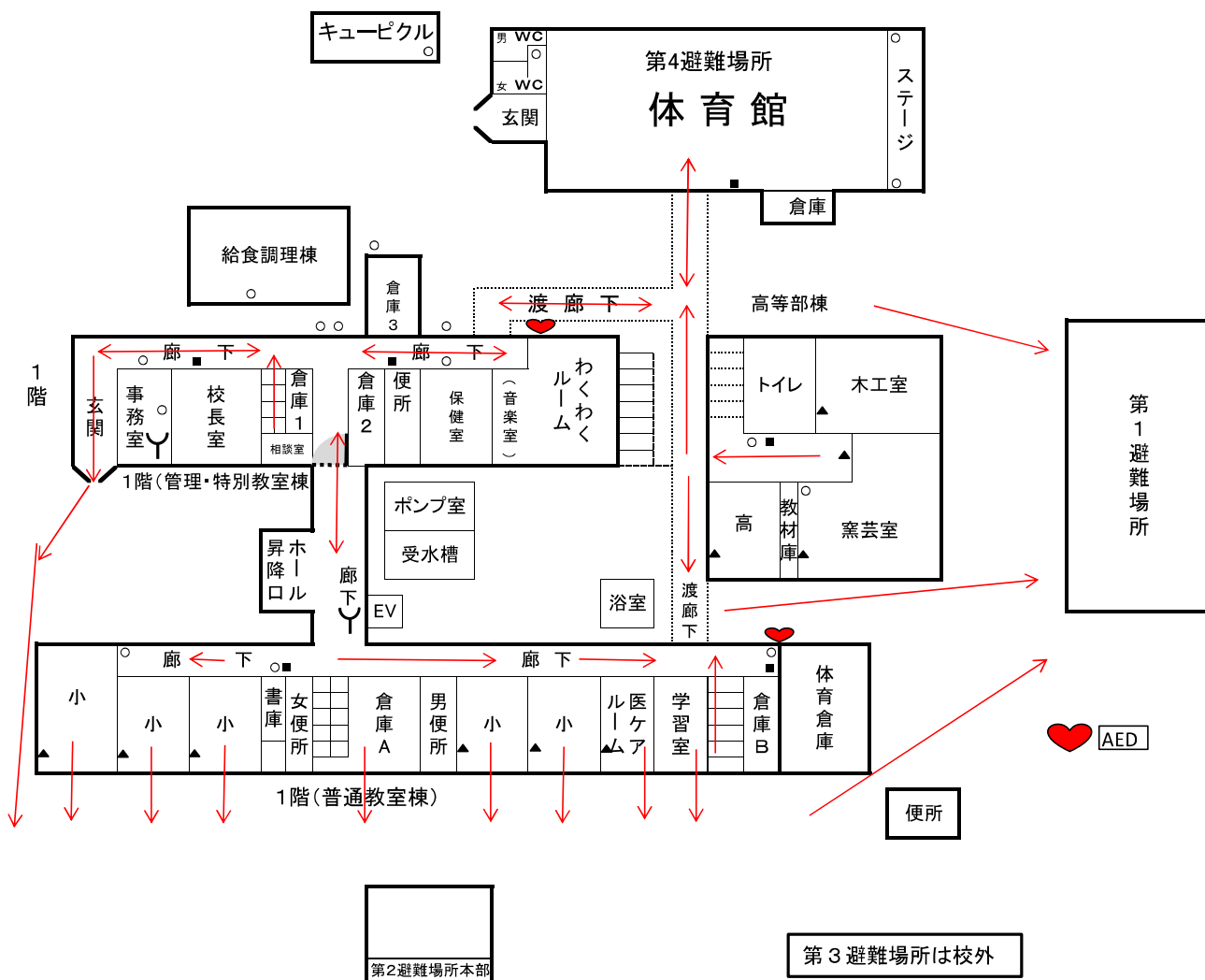
学 部		小学部							中学部				高等部				合 計
学 年		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計	
在籍者数		0	4	4	6	5	7	26	10	4	8	22	9	8	4	21	69
学 級 数	単一	0	1	1	1	1	2	6	2	1	2	5	1	1	1	3	14
	重複	0	0	0	0	1	0	1	(1)	0	1	1	1	1	1	3	6
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	1	1	1	2	2	7	3	1	3	6	2	2	2	6	19

※高等部においては、単一障がい学級は職業生活科、重複障がい学級は生活教養科である。

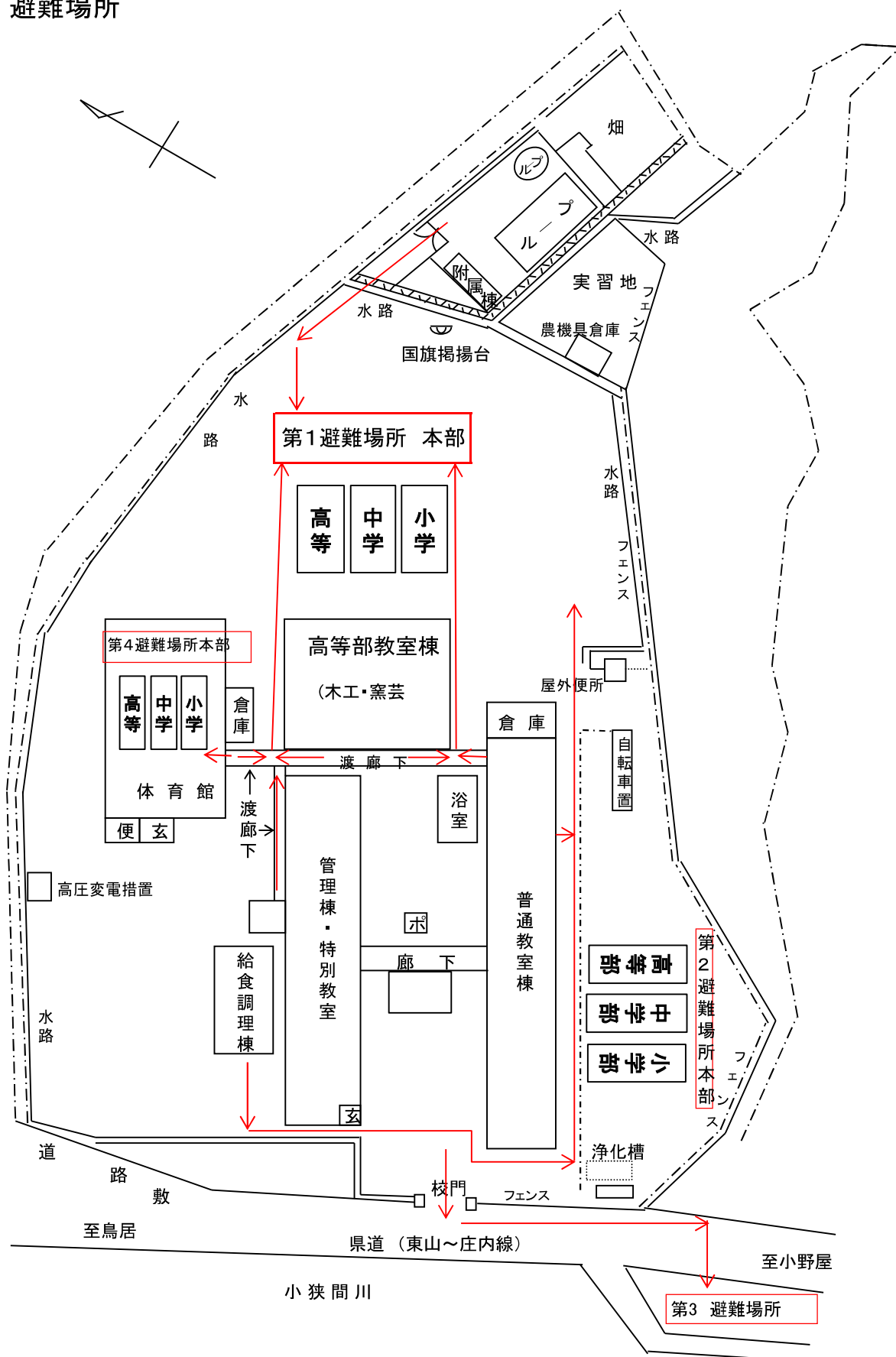
2 職員数（令和8年5月1日現在）

区分		校 長	教 育 長	事 務 長	主 幹 教 諭	主 幹 教 諭	臨 時 講 師	実 習 教 諭	養 護 教 諭	臨 時 養 護 教 諭	主 査	主 任 ・ 専 門 員	臨 時 事 務 職 員	栄 養 教 諭	調 理 員 ・ 介 助 員	非 常 勤 講 師	臨 時 調 理 員	学 校 補 助 員	ジ ョ ブ コ ン ダ ク タ ー	学 習 指 導 員	ス ク ー ル サ ポ ー ト ス タ ッ フ	計
	定 員	1	1	1	2	33	4	1	2	2	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	2	62
現 員	男	0	1	0	1	12	1	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	20
	女	1	0	1	1	21	3	0	2	2	0	0	1	1	1	0	4	1	1	1	1	42
	計	1	1	1	2	33	4	1	2	2	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	2	62

経路図内の
○印は、消火器
■印は、火災報知器
▲印は、防犯ブザー
Y印は、さすまた
■印は防火扉

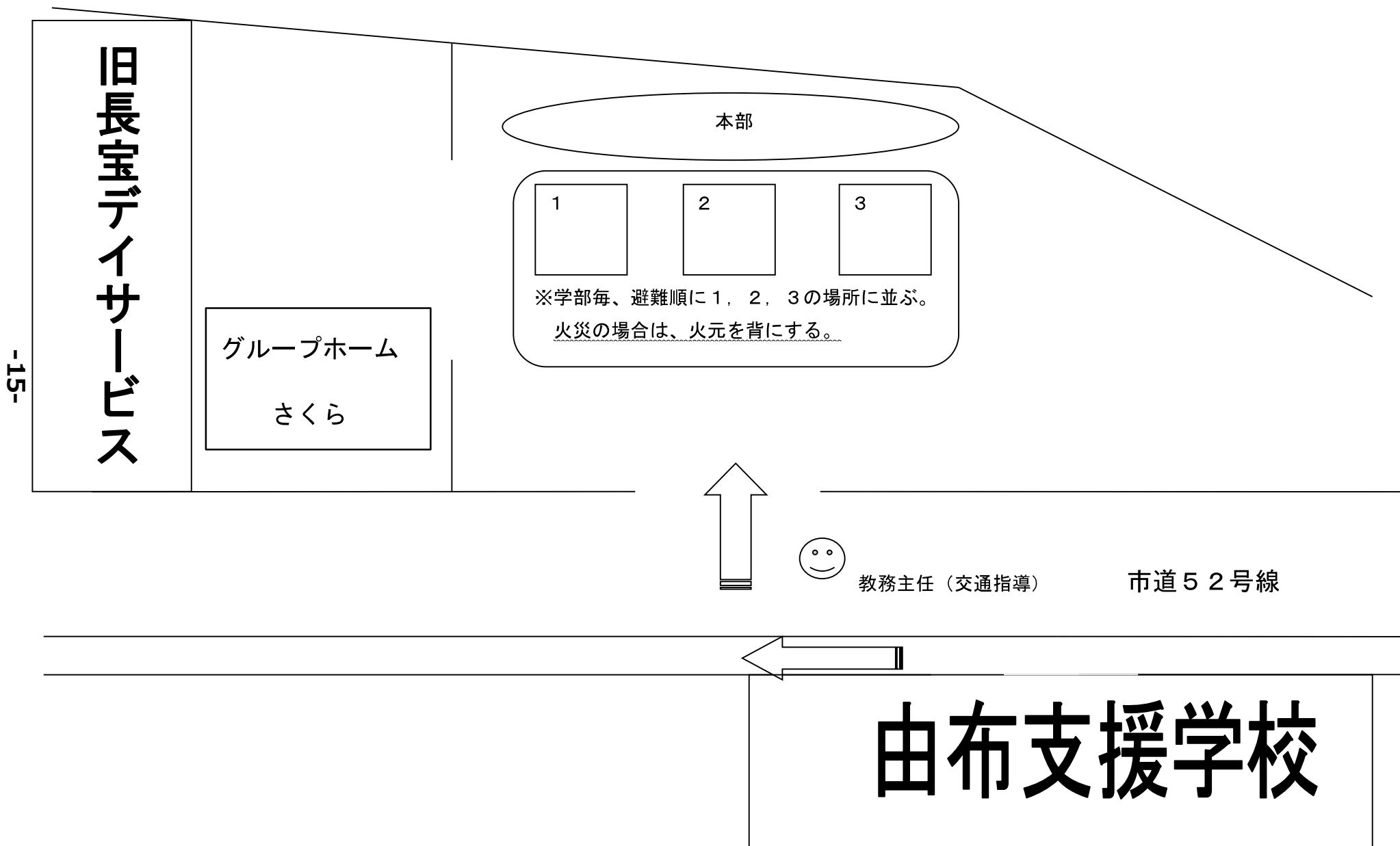


⑧ 避難場所



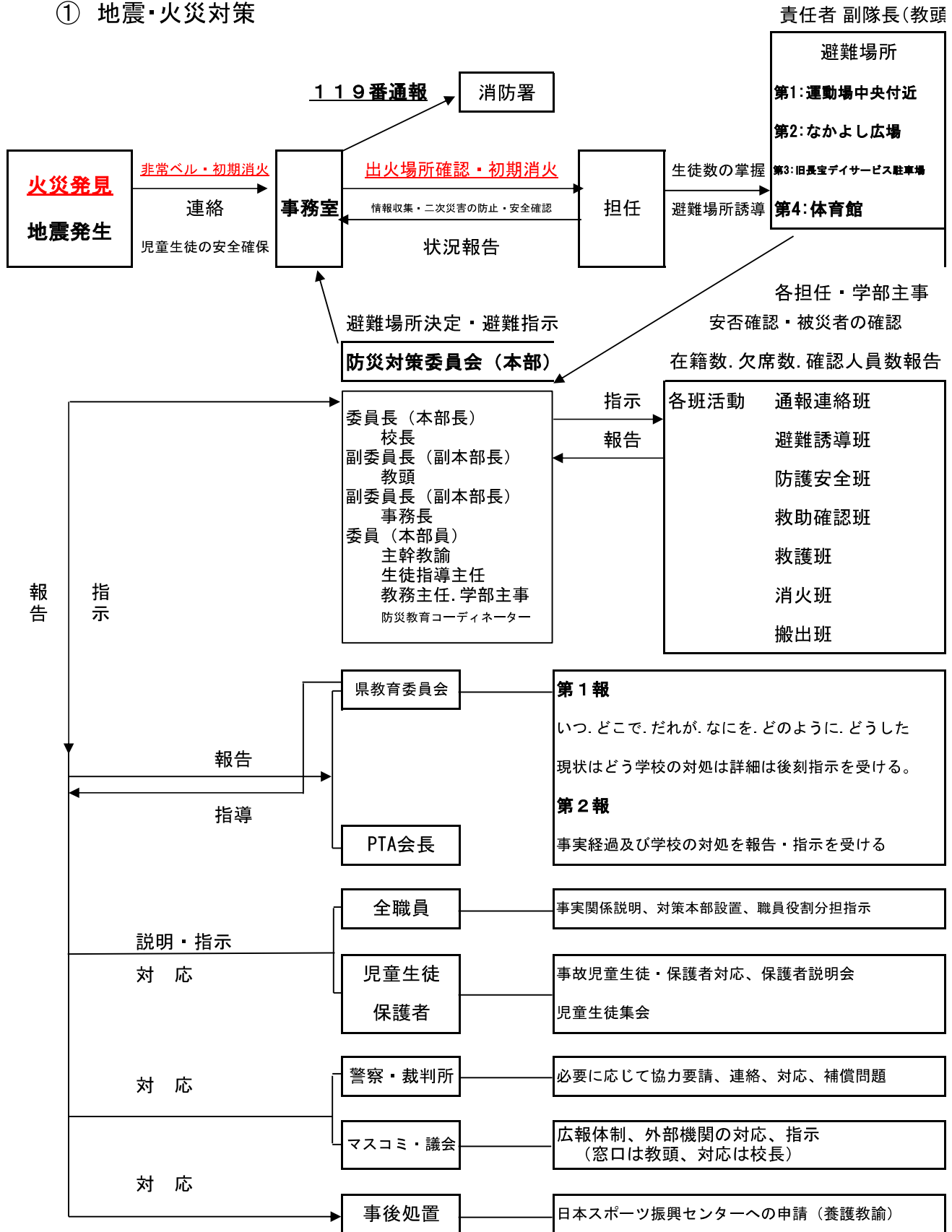
⑧ 避難場所

第3 避難場所（旧長宝デイサービス）



(2) 災害発生時の対応

① 地震・火災対策



※1 火災予防の徹底を期すため、防火管理者のもとに防火担当責任者、火元取扱い責任者、消防施設の点検責任

者を置き、防火組織の編成を行う。毎月原則として安全点検を行う。

※2 火災等の発生における被害を最小限に抑えるため、自衛消防隊を編成する。また、消防・防災訓練を定期的に

実施する。

東日本を震源とする「半割れ」(東割れ)発生 (M6.8 以上の地震)

- 児童生徒の安全確保を最優先する。
- 防災対策委員会（本部）を設置し、今後の教育活動について検討を行う。
- 校外学習
 - ・地震発生後に出発する場合は、実施について検討を行う。
 - ・活動中の場合は、状況に応じてすぐに帰校できるように準備する。
- 地震の関連情報を収集、連絡体制等を確認する。



南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」発表

- 児童生徒の安全確保に努め、引き渡しを行う。
- 校外学習
 - ・発表後に出発する場合は、延期（中止）する。
 - ・活動中の場合は、速やかに帰校する。
- 原則1週間の休校とする。



警戒中の学校の対応

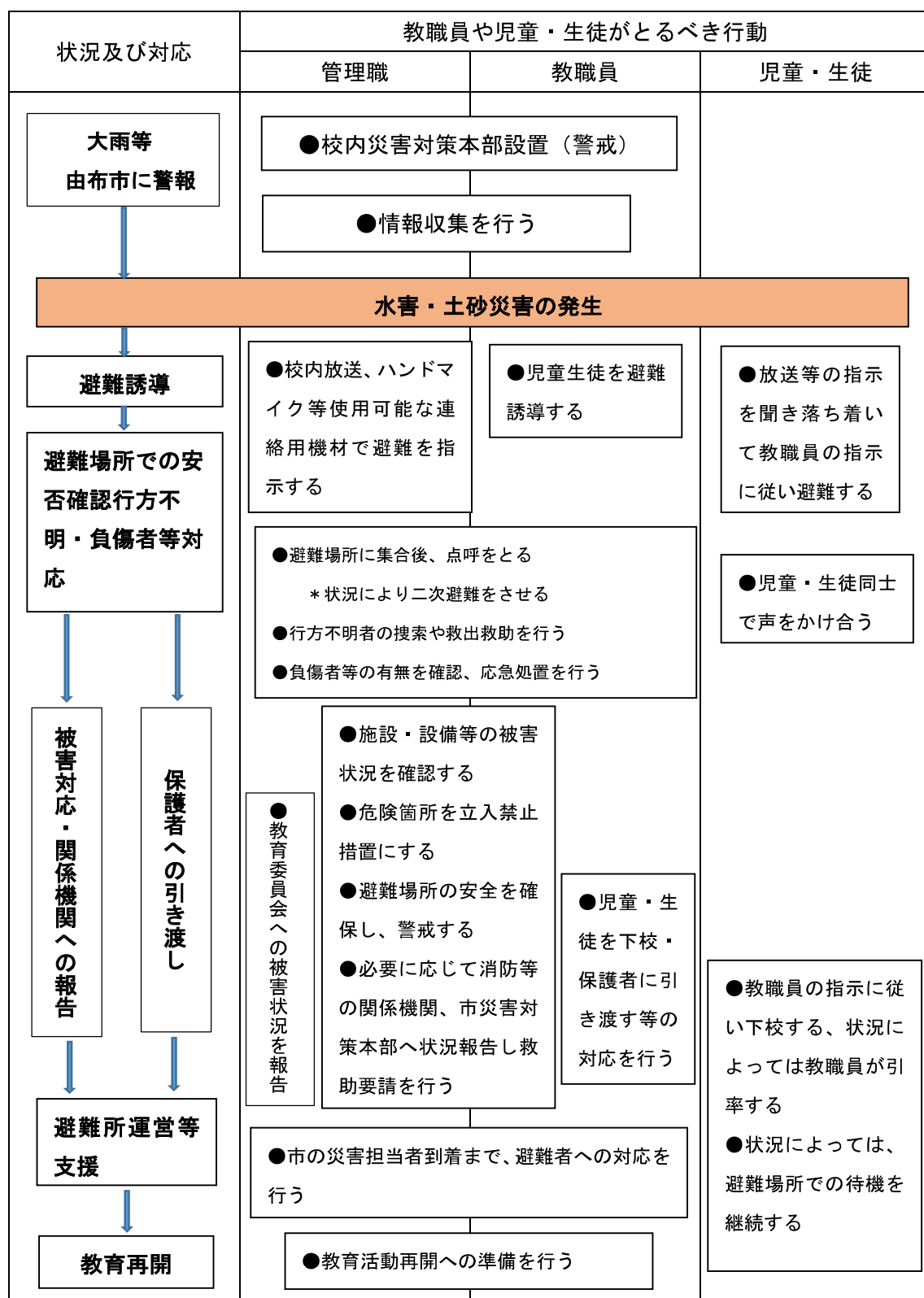
- 関係機関と連携し、避難所開設の準備を行う。
- 選択登校（学校避難可）を検討、実施する。
 - ・自宅より学校で過ごす方が安全と認められた児童生徒は、通学時の安全を確認したうえで登校可とする。
 - ・休校中の授業実施はしない。
 - ・選択登校（学校避難可）の期間中、欠席者へのリモート授業等の実施を検討する。
- 危機管理の見直し、校内点検等を行うとともに、防災学習や訓練の計画・準備を行う。



学校再開に向けての対応

- 警戒措置から1週間経過した後は、さらに1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。
- 以下の点について、防災対策委員会（本部）で慎重に検討したうえで、通常の教育活動を再開する。
 - ・児童生徒等の心身の状況
 - ・通学時の安全
 - ・地域の状況
 - ・児童生徒等の家庭の状況
 - ・学校施設の点検
 - ・危機管理の見直し

② 台風・水害・土砂対策



(3) 竜巻・落雷対策

① 大まかな時間的流れと対策

激しい現象までの目安	積乱雲に伴う激しい現象に対する防災気象情報
＜前日の夕方＞ 事前の注意喚起	落雷 竜巻等突風 急な強い雨、短時間の大雨 雷と突風及び降ひょうに関する大分県気象情報 発生した積乱雲による落雷、竜巻等の激しい突風、降ひょう、急な強い雨への注意喚起、大雨の恐れの場合は標題に「大雨」がつく。
＜当日朝＞	天気予報 天気予報に「雷を伴う」などのキーワードがつく、概況文では「大気の状態が不安定」「落雷」「竜巻などの激しい突風」「降ひょう」「急な強い雨」等に言及
＜6～3 時間前＞	雷注意報 雷 注意期間 <〇〇 (いつ) から△△ (いつ) まで> 注意警戒文に「落雷、急な強い雨に注意」 付加事項に「ひょう」「突風」又は「竜巻」と記述。
＜3～2 時間前＞	降水時間予報 大雨注意報 大雨警報（浸水害）
＜1 時間前～直前＞ ＜雨量観測後約 2.5 分＞	ナウキャスト（竜巻、雷、降水） 1 時間先までの竜巻等突風の起こりやすさ、雷の活動度、降水の強さの分布を 10 分（降水は 5 分）ごとに発表 竜巻注意情報 当該地域にとって記録的な 1 時間雨量を観測した場合 記録的短時間大雨情報 竜巻等の激しい突風が起きやすい気象状況
	報

☆前日からの天気予報で次のキーワードに注意する。

*雷を伴う *落雷 *大気が不安定 *竜巻などの激しい突風
*降ひょう *急な強い雨

② 気象情報を収集（気象庁ホームページ）

ポイント！：積乱雲に伴う激しい現象に対する各種防災気象情報のラインナップ ↓ ・「雷と突風及び降ひょうに関する大分県気象情報」 ・「雷注意報」 ・「大雨注意報」「大雨警報（浸水害）」「記録的短時間大雨情報」 ・「竜巻注意情報」 ・「ナウキャスト（竜巻、雷、降水）」 ＜気象庁のナウキャストの種類＞			
	竜巻発生角度ナウキャスト	雷ナウキャスト	高解像度降水ナウキャスト
発表間隔	10 分毎に発表		5 分毎に発表
予報時間	1 時間先まで予報		30 分先まで予報
格子の大きさ	10 キロメートル	1 キロメートル	250 メートル
内容	竜巻などの激しい突風が起こる確度を表す	雷の活動度（雷の可能性及び激しさ）を表す	降水の強さの分布を表す
気象庁 HP における表示と意味	■【発生頻度 2】5～10%の確率で竜巻など激しい突風が発生 ■【発生頻度 1】1～5 パーセントの確率で激しい突風が発生	■【活動度 4】「激しい雷」 ■【活動度 3】「やや激しい雷」 ■【活動度 2】「雷あり」 ■【活動度 1】「雷可能性あり」	降水の強さ（1 時間当たりの降水量（ミリ）に換算）
気象庁 HP における表示イメージ			

③ 雷注意情報（雷ナウキャスト 2 以上）、竜巻注意情報（竜巻ナウキャスト 1 以上）⇒グラウンド、校舎外の活動停止。校舎内への避難指示。

ポイント！：竜巻注意情報が発表されたら、まずは負担の少ない対応を！

*空の様子に注意する *竜巻ナウキャストを確認する

ポイント！：以下のような積乱雲が近づく兆しを感じたら、

✓空が暗くなる✓大粒の雨が降り出す✓雷の音が聞こえる✓ヒヤッとした風が吹き出す✓ひょうが降る
⇒頑丈な建物等でしばらく避難！

(4) Jアラート初期対応

Jアラートが作動した場合の対応

Jアラートとは、国から防災行政無線、携帯電話やテレビ等で国民に伝達するシステム

ミサイル落下等により臨時休業等の対応をする場合は、学校から保護者へ電話連絡

【登校前】

	Jアラートの内容	家庭での対応
発射	ミサイル発射。ミサイル発射。ミサイルが発射された模様です。 建物の中、又は地下に避難して下さい。	登校を控え、自宅で安全を確保してください。 (保護者判断で結構です)
通過	ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは、●●地方から●●へ通過した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。	安全に注意して登校してください。

【在校中、在宅・外出中】

	在校中	在宅・外出中
判断者	校長	保護者
屋内の場合	・ <u>窓から離れるか、窓のない部屋へ移動する。</u> カーテンを閉め、ガラスの飛散を防止する。	
屋外の場合	・ 近くの<u>建物の中、又は地下に避難する。</u>近くに適当な建物がない場合は、<u>物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。</u> ・ <u>自転車乗車時は、直ちに下車し、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中や地下に避難する。</u>	

(5) 避難後の対応

① 食糧等の備蓄 ・ 食糧や防災用品等の備蓄リスト

	内容	備考
準備物	【全員】 ・ 3日分（9食分）の<u>携帯可能食料</u> ・ 使い捨ての食器類 ・ 着替え（1回分 上着下着） ・ 水（500mlペットボトル4本） ・ マスク3枚	・ 箱または袋に入れる（中身が落ちないように） ・ 学部、学年、名前を明記する。
	【必要な場合】 ・ 坐薬保管対象者については、個別に相談。 ・ 個人で必要な物（オムツ、医療的ケアグッズ、衛生物品等） ※毎日服薬している薬3日分…与薬依頼書、薬事情報箋かお薬手帳のコピーをつけて個人持参。	・ 与薬依頼書には、与薬時刻・量・配慮事項などを必ず記入する。
更新 補充と入れ 替えのみ行 う	【学校に持ってくる】 <u>長期休業後の始業式</u> 【家庭への持ち帰り】 <u>長期休業前の終業式・修了式</u> <u>高等部の卒業式にすべて持ち帰る</u>	・ 学校で、賞味・消費期限を春、夏、冬休み前に担任と生徒で確認し、<u>期限のきれそうな食料や衣替えの衣料品、内服薬のみ持ち帰る。</u>
保管場所	管理棟 1階 倉庫3 2階 休憩室	保管場所の全体管理 ＝本部（事務室）、生徒指導課
保管ルール	【中身】 ・ 保管は各学部のクラス毎 【薬】 ・ 各自リュックでの保管	・ 各学部で、クラスや学年単位（複数）で把握及び確認をする。 ・ 内服薬については、クラス担任と養護教諭で把握及び確認する。
その他	「避難所生活体験」として非常食体験の実施	非常食に慣れておく必要があるため、学部・学年・クラス単位で「避難所生活体験」として非常食（家庭から準備した物）を食べる体験学習を実施する。

（注）携帯可能食品とは、

○食べやすい・そのまま食べられる（常温）・グラムあたりのカロリーが高い・消費期限が長い等。

○児童生徒が、食べたことがある物・食べられる物を準備。（可能な限り）

② 学校待機・下校(引き渡し)の判断

ア 在校時 : 学校 → 保護者(施設)

- ・災害時(在校時)は、原則として、学校から保護者(施設)に連絡する。
- ・全員が避難したものの、交通機関などが機能せず、安全に児童生徒が帰宅することが困難であると判断されたとき、保護者へ連絡し学校まで迎えにきてもらう。

【通信機器が機能する場合】			
手段	①メール配信システム ②学校の固定電話 ③携帯電話 ④公衆電話	方法	・学校から一斉送信 ・各担任から保護者へ ・各学年主任・学年代表から保護者へ ・各学部主事から保護者へ
【通信機器が機能しにくい場合】			
手段	①メール配信システム	方法	・学校から一斉送信
	②公衆電話		・災害用伝言ダイヤル「171」録音→保護者へ

イ 在校時 : 保護者(施設) → 学校

【通信機器が機能する場合】			
手段	①家庭の固定電話 ②携帯電話	方法	・各担任等から直接電話連絡を受け状況を確認
【通信機器が機能しにくい場合】			
手段		方法	・災害用伝言ダイヤル「171」再生で確認

ウ 在宅時 : 学校 → 保護者(施設)

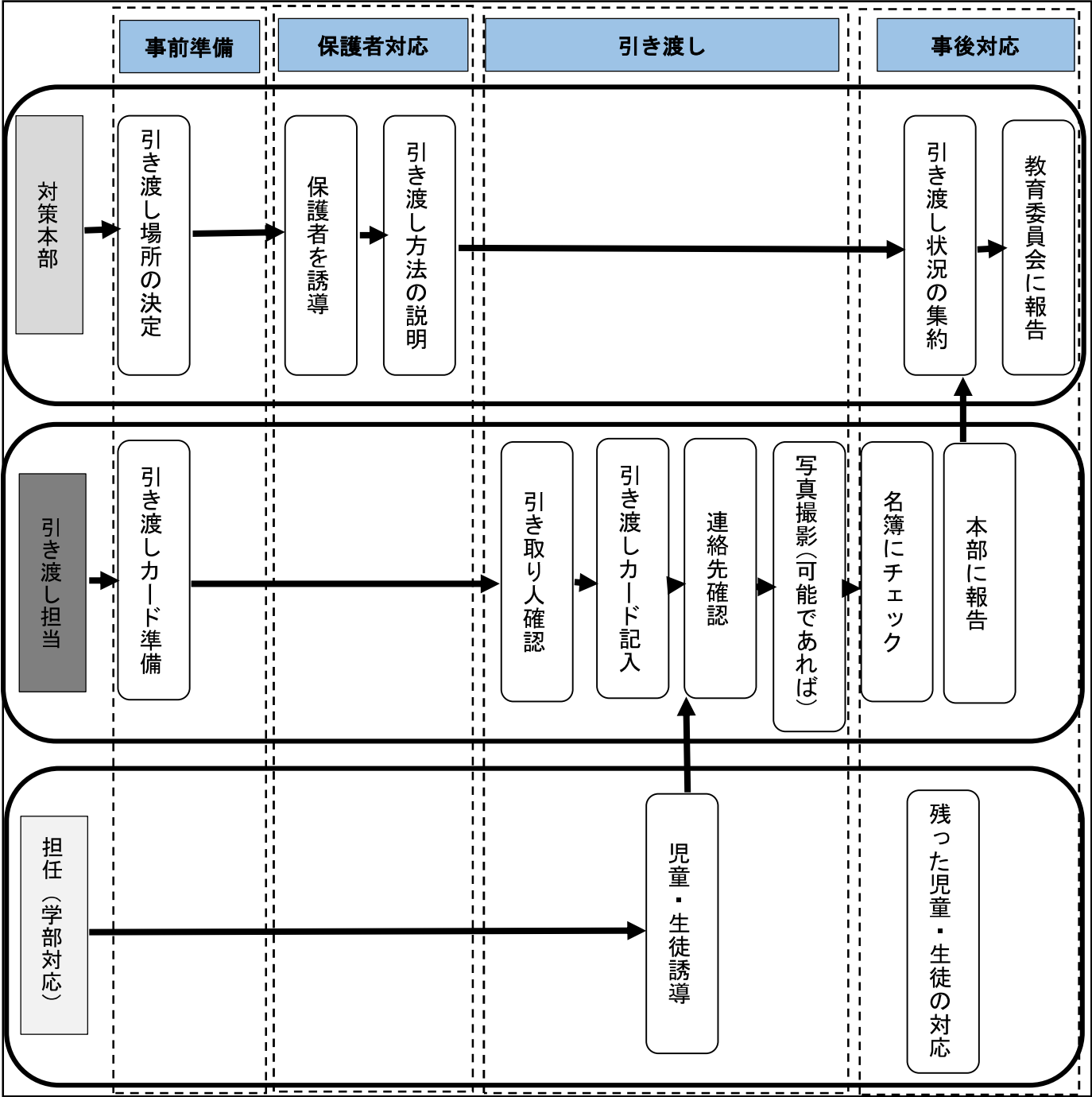
- ・学校の被害状況・登校の有無を保護者に知らせる。
- ・連絡が取れない場合は、家庭訪問等により直接確認する。(可能であれば)

【通信機器が機能する場合】			
手段	①メール配信システム ②学校の固定電話 ③携帯電話 ④公衆電話	方法	・学校から一斉送信 ・各担任から保護者へ ・各学年主任・学年代表から保護者へ ・各学部主事から保護者へ
【通信機器が機能しにくい場合】			
手段	①メール配信システム	方法	・学校から一斉送信
	②公衆電話		・災害用伝言ダイヤル「171」録音→保護者へ

エ 在宅時 : 保護者(施設) → 学校

【通信機器が機能する場合】			
手段	・家庭の固定電話 ・携帯電話	方法	・各担任等から直接電話連絡を受け状況を確認
【通信機器が機能しにくい場合】			
		方法	・災害用伝言ダイヤル「171」再生で確認

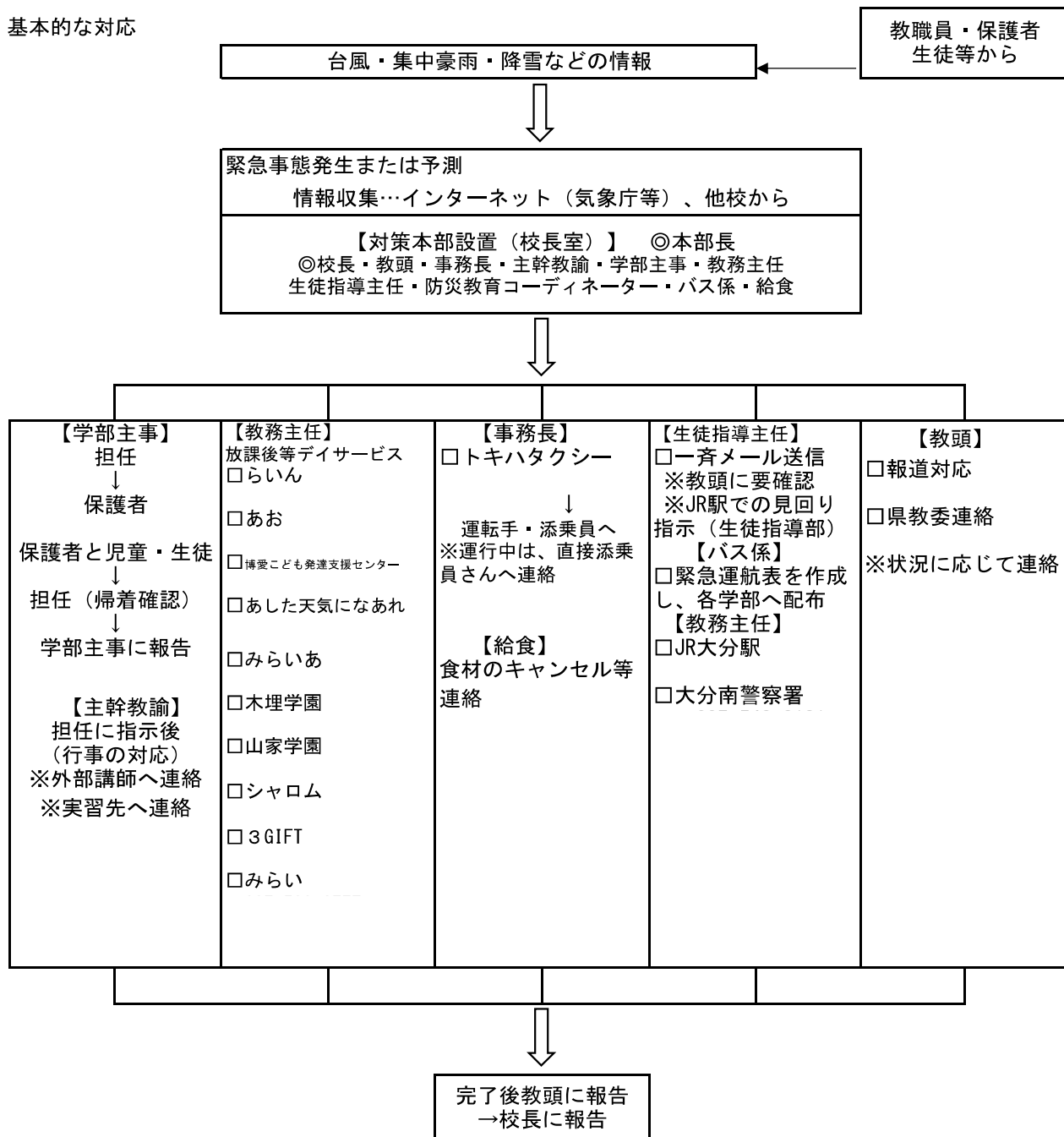
《手順》



※引き渡し担当・・・生徒指導部

自然災害・特殊災害発生時の対応

○ 基本的な対応



【緊急時】

児童生徒が駅などに取り残された場合 → 生徒指導部や該当担任が現場へ向かい対応する。場合によっては、保護者・関係機関へ協力依頼を行う。

○ 事後対応

教頭→教育委員会へ文書で報告
担任→保護者・児童生徒から被害状況等の情報収集→学部主事に報告→教頭に報告
※ 学校は、当日の学校・家庭での被害状況等を把握し、全教職員で情報を共有する。また、児童生徒及び保護者の精神の安定を図るように努める。

福祉避難所施設利用に関する協定書

由布市長 柵馬尊重（以下「甲」という。）と大分県立由布支援学校長 升井淳二（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、福祉避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉避難所の対象者）

第2 この協定における対象者は、社会福祉施設や医療施設等に入所・入院に至らない程度の在宅の要配慮者であって、一般の避難所生活において何らかの特別の配慮を要する者をいう。

（福祉避難所として利用できる施設の範囲）

第3 甲が福祉避難所として利用できる乙の施設の使用範囲は以下のとおりとする。

利 用 場 所	床面積	収容人員	備考
わくわくルーム	91.5㎡	12人	通路等約43.5㎡、1人あたり約4㎡で算出

- 2 災害の規模等状況に応じては、上記の使用範囲を甲乙協議のうえ、変更することができる。
- 3 乙は、災害発生時に備え、甲に乙の施設の鍵を1組貸与し、甲は貸与された鍵を適切に保管するものとする。
- 4 甲は、本協定書に関する連絡責任者及び貸与された鍵の保管責任者を定め、変更の有無に関わらず、毎年4月30日までに乙へ報告しなければならない。
- 5 乙は、本協定書に関する連絡責任者を定め、変更の有無に関わらず、毎年4月30日までに甲へ報告しなければならない。

（要請及び開設）

第4 甲は、災害時において対象者の存在を把握し、福祉避難所の開設が必要と認めた場合は、乙に対し当該対象者の受入を要請できるものとする。この場合、乙は甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

2 甲は、休日・夜間等、乙が不在の時に災害が発生した場合には、乙の到着を待つことなく避難所を開設することができる。ただし、その場合であっても甲は乙に遅滞なく避難所を開設した旨を報告しなければならない。

3 甲は乙の施設を福祉避難所として利用する場合、施設の安全性について調査したうえで利用するものとする。

(手続き)

第5 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等

(対象者の移送)

第6 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は原則として甲又は当該対象者の家族と支援者等が行うものとする。

(福祉避難所の管理運営)

第7 福祉避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は授業及び業務を妨げない範囲で甲に協力するものとする。

(費用の負担)

第8 甲は、福祉避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(物品調達及び介助員の確保)

第9 甲は、福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食料等の物資の調達並びに看護師、介護員、ボランティア等の介助員を確保するものとする。

(福祉避難所解消への努力)

第10 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第11 甲は、乙の管理する施設を福祉避難所として閉鎖する際は、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(守秘義務)

第12 甲及び乙は福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要配慮者又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

(有効期間)

第13 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、甲又は乙からの解除の申出がない限り、継続するものとする。

(旧協定の終了)

第14 この協定の締結にともない、甲及び乙が平成27年9月8日に締結した「福祉避難所施設利用に関する協定書」は、合意解除する。

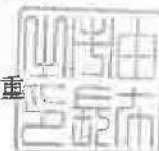
(協議)

第15 この協定書に定めなき事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和6年11月1日

(甲)	所在地	由布市庄内町柿原302番地
	名称	由布市
	代表者職氏名	由布市長 相馬 尊重

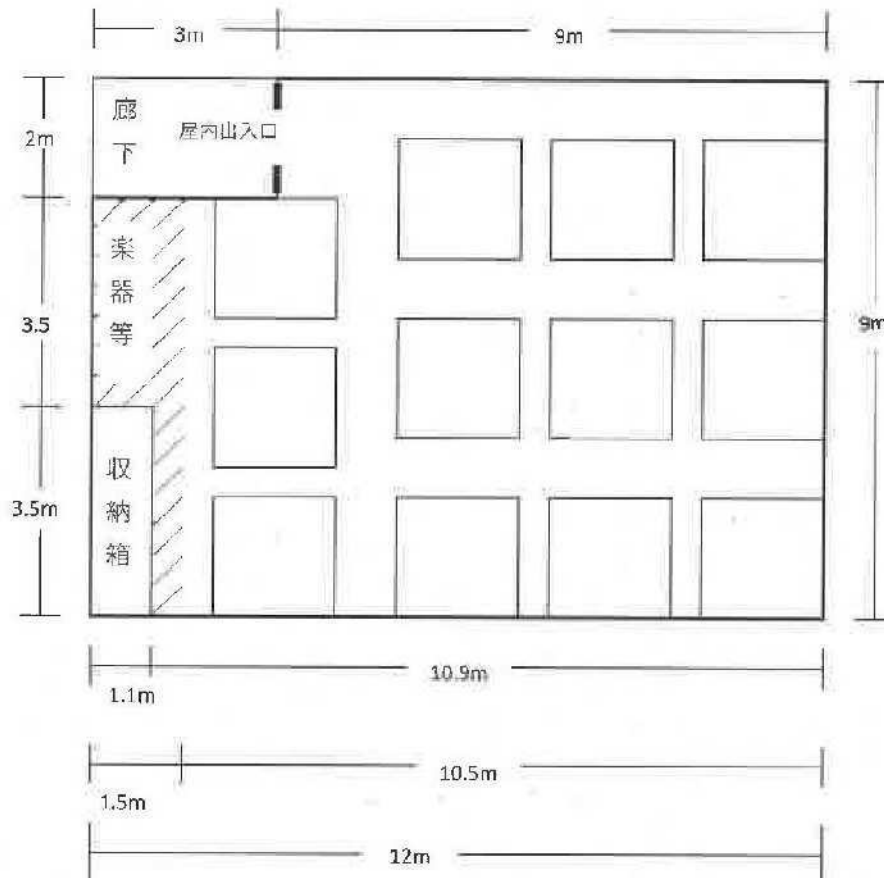


(乙)	所在地	由布市庄内町西長室1796番地
	名称	大分県立由布支援学校
	代表者職氏名	校長 升井 淳



別紙

大分県立由布支援学校 わくわくルーム（平面図）



わくわくルーム【これまでの場合】

面積 98.15㎡

収容人員 $98.15 \text{ m}^2 \div 2 \text{ m}^2 = 49 \text{ 人}$

収容人員 49人

※1人あたり2㎡で算出

わくわくルーム【現況を踏まえて】

面積 91.50㎡ ※楽器スペース等を勘案

通路等 43.50㎡

収容人員 $48.00 \text{ m}^2 \div 4 \text{ m}^2 = 12 \text{ 人}$

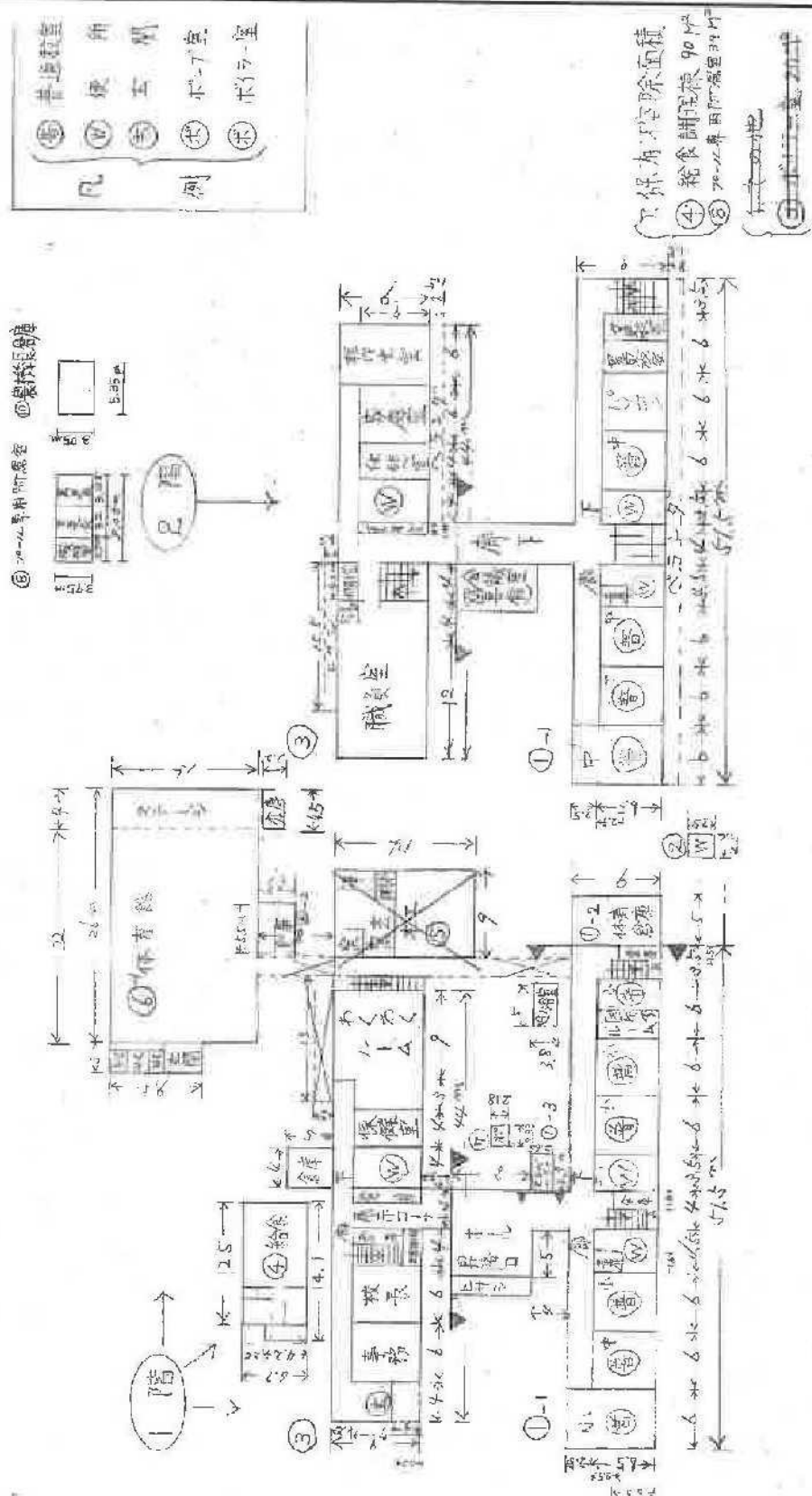
収容人員 12人

※1人あたり4㎡で算出（感染症対策）

※四捨五入

平面図	縮尺	B4 1/500	20m	10m	学校名	由布支援学校	測量員氏名	4/4	1市町村	(学校)	整地番号	1089
-----	----	----------	-----	-----	-----	--------	-------	-----	------	------	------	------

卷之六



由福祉第 1004004 号
令和 6 年 10 月 4 日

大分県立由布支援学校
校長 升井 淳二 様

由布市長 相 馬 尊 重



福祉避難所施設利用に関する協定の再協定について

平成 27 年 9 月 8 日付けで締結した福祉避難所施設利用に関する協定書（以下、「協定書」という。）について、下記のとおり再協定の協議を申し出ます。
なお、協議内容承諾のときは、別紙の協定書に押印の上、ご返送ください。

記

（協議内容）

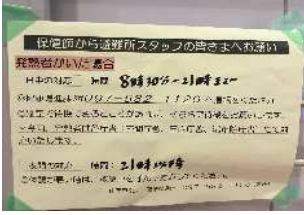
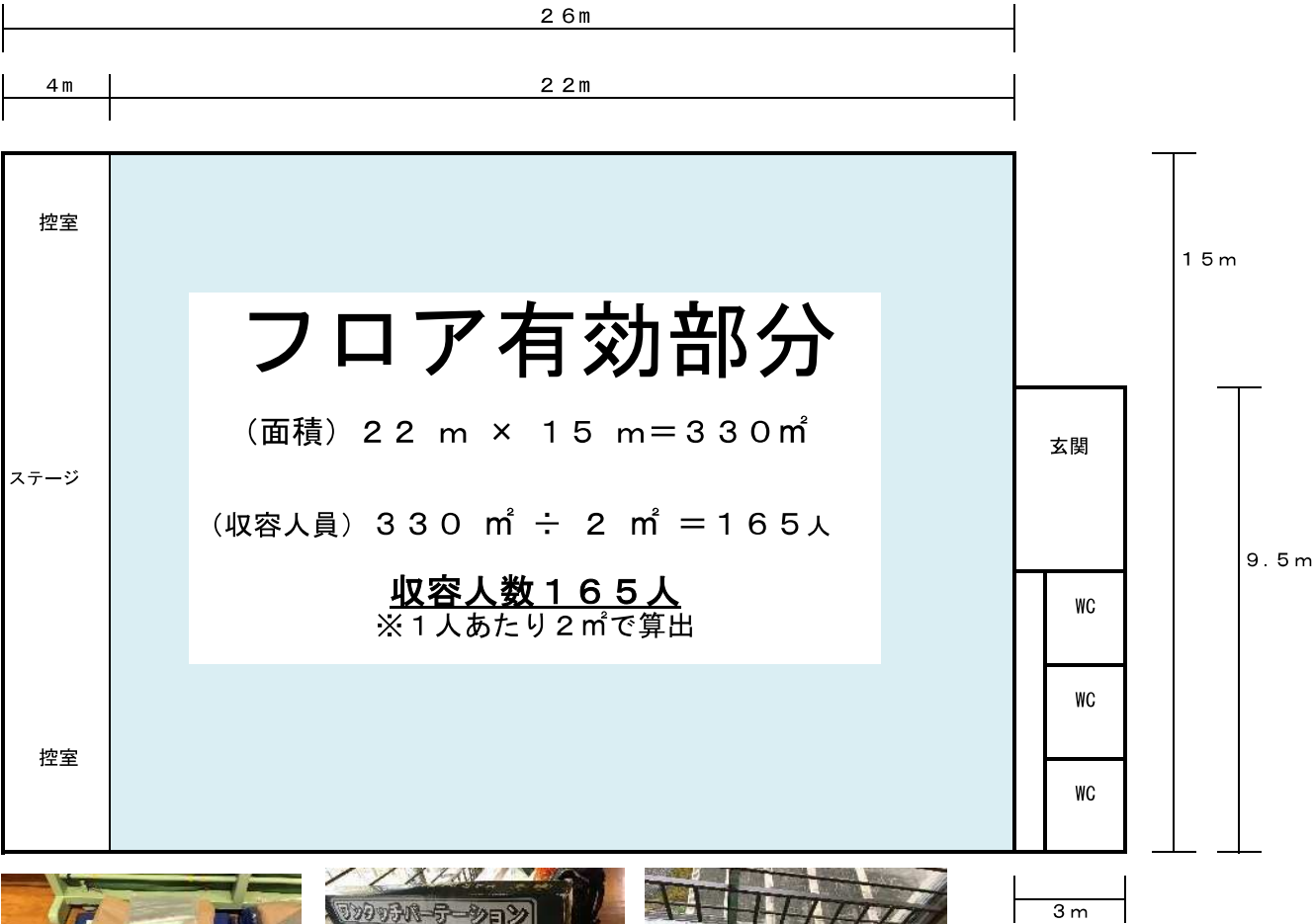
- ・協定書中、第 3 第 1 項における福祉避難所として利用できる施設の使用範囲（床面積、収容人員等）を以下のとおりとする。

利 用 場 所	床面積	収容人員	備考
わくわくルーム	9 1. 5 m ²	1 2 人	通路等約 4 3. 5 m ² 、1 人あたり約 4 m ² で算出

- ・協定書中、第 3 第 2 項の次に、災害発生時に備えた鍵の貸与、鍵の保管責任者及び協定に関する連絡責任者を定める。
- ・協定書中、第 4 第 2 項に、休日・夜間等に災害が発生した場合の避難所開設の取扱を定める。
- ・協定書中、第 1 3 に協定の有効期間を定める。
- ・平成 27 年 9 月 8 日に締結した「福祉避難所施設利用に関する協定書は、再協定にともない、双方合意の上で解除する。

別紙

大分県立由布支援学校 体育館（平面図）



④ 学校再開に向けた取り組み

ア 災害時における心のケアの意義

○災害と児童生徒への心理的影響

- ・平成7年1月の阪神・淡路大震災以降、災害とトラウマ(心的外傷)の関係が注目され始めた。大きな災害や事故の体験は大きなストレスを引き起こす。それは、災害や事故が、児童生徒に対して、児童生徒自身の生命の危険をもたらし、家族や友達の生命が失われる悲惨な場面を目撃するなど日常生活とあまりにもかけ離れた体験を強いるからである。
- ・辛い状況を乗り越える方法を経験から学んでいる大人にとっても対処困難な出来事に児童生徒が直面した場合の対応については、大人自身の心理的な影響が大きく、児童生徒にどう対処したらいいのかわからなくなることは想像に難くない。
実際、災害の後、数年間にわたって、被災の時の心理的なストレスが児童生徒の生活上の様々な側面に影響を及ぼすことが、阪神淡路大震災や新潟県中越地震の場合についても、報告されている。

イ 心のケアの意義

- ・心のケアとは、一般的には危機的事態に遭遇したために発生する心身の健康に関する様々な問題を予防すること、また、その回復を支援する活動の総称である。
- ・心のケアでは、急性ストレス反応に対応し、外傷後ストレス障害の発症を予防することが重要な課題となるが、危機的事態に遭遇した人々の様々なストレス反応や精神的な混乱からの回復、喪失体験の克服や生活再建への心理的援助なども含まれる。
- ・心のケアは、人間が本来もつ治癒力・回復力を引き出すことに主眼がおかれ、身体的・精神的・生活的な問題の解決を支援し、肯定的な生活や人生が送れることを目指す。

ウ 心のケアと学校の役割

- ・自分を取り巻くそれまでの生活環境などが急激に変化することを体験した児童生徒にとって、学校はそれまでの日常とのつながりを感じさせてくれる大切な場所であり、安心感・安全感を与えてくれる場所である。
そのため、児童生徒が生活時間の多くを過ごす学校の果たす役割は重要である。
- ・児童生徒が大震災後の辛い時期を乗り越えるために、学校の教職員や保護者、周囲の大人が心のケアについて正しい知識を持ち、児童生徒の傷ついた心を理解し、適切な対応をしていくことが、児童生徒自身の自己回復力を支援することになる。そうした力に支えられて、児童生徒は、少しずつもとの状態にもどっていくことができるのである。
- ・学校は、児童生徒の心のケアに関する情報をあらかじめ収集し、防災対策の一環として、教職員の心のケア研修の実施など対策を準備しておく。
また、震災時には、教職員が個々の児童生徒に対して適切に対応するとともに、保

護者にも心のケアに関する適切な情報を伝えることなどによって、学校・家庭・地域が連携して、児童生徒の心理的支援を行う。また、学外の専門機関、医療機関等と連携を密にするなど、災害後の児童生徒を支えてくれる人々のネットワークを築く工夫を図ることも大切である。

【参考】

阪神淡路大震災の影響

平成7年1月発生 of 阪神・淡路大震災の影響による外傷後ストレス障害（PTSD）が疑われ、「教育的配慮が必要」と判断された兵庫県内の小中学生は、震災後11年目に入った平成17年11月時点でも、808人いることが兵庫県教育委員会の調査で判明した。

新潟県中越地震の影響

平成16年10月に発生した新潟県中越地震の影響で不眠や腹痛を訴えるなど、臨床心理士ら専門家によるカウンセリングが必要と判断された小中学生が、震災後ほぼ1年目の平成17年9月時点で1,150人おり、地震直後とほぼ同数であることが、新潟県教育委員会 of アンケート調査で判明した。

イ 災害時における子どもの心のケアの基本的理解

災害が発生し、児童生徒に強いストレスが加わると、種々の心身の不調が生じる。そのため、災害発生直後から、早期に心のケアが必要となる。

このような児童生徒の状況に適切な対応を行うためには、教職員が、あらかじめ児童生徒に現れる心身の不調の特徴を理解しておくことが大切である。

○時系列による児童生徒の状態の特徴とその主な対応ポイント

急性ストレス反応期（災害から2～3日後）

●通常、数時間後から数日以内でおさまる。著しい重篤な一過性の症状が生じる時期
〔症状〕 抑うつ、不安感、絶望感、過活動、ひきこもり等

【対応のポイント】

- ・子どもの安全を確保する。
- ・近くの避難場所へ移動する。
- ・外傷などの身体的問題の手当てをする。
- ・水や食物の確保をする。

身体症状期（災害から1週間程度）

●強いストレスが加わると、1週間ほどで身体に種々の変化、変調が生じる時期
〔症状〕 頭痛・腹痛・食欲不振・吐き気・嘔吐・高血圧等の身体症状

【対応のポイント】

- ・身体的諸検査を行い、必要な処置をする。
- ・既往症をチェックし、症状の悪化に注意する。

- ・原則として、受容的・支持的に対応する。

精神症状期（災害から1か月程度）

- 集中することが困難になり、イライラしたり、些細なことにも怒ったりしやすくなる
- 多弁・多動となり、相手に対して些細なことでも攻撃的となる
- うつ状態、また、何をするにも億劫になったりする人もいる
- 災害時に家族と死別したり、自分の大事にしているものを喪失したり、家が崩壊したり、助けを求めている人を助け出せなかったりした経験をすると、自分だけが生きていることに罪悪感を持つ等、うつ感情が強まり時には自殺念慮が生じることもある
- うつ状態になる場合、そう状態になる場合、両者をあわせもち、時にはうつ状態になり、時にはそう状態に転じる人もいる

【対応のポイント】

- ・子どもの訴えをよく聞く。
- ・言葉かけを多くして、簡単な手伝いをさせる。
- ・必ず元の状態に戻ることを子どもに伝え、安心させる。

外傷後ストレス障害〔PTSD〕（災害から1か月以後）

「出来事から1か月以上続くストレス反応」その場合「PTSD」と診断される場合がある。

災害を持続的に再体験する症状	☐ 災害のことを思い出すような行動や遊びを繰り返す。 ☐ 災害の夢や怖い夢を見る。 ☐ 突然災害のことを思い出したり、頭に浮かんできて怖さを感じたりする。 ☐ 災害を思い出すようなことがあると緊張したり、ドキドキしたりする。
災害と関連した刺激を回避しようとする	☐ 災害のことを思い出したくない。 ☐ 災害を受けた場所や状況を回避する。
覚醒レベルの亢進した状態	☐ 寝付きにくい。 ☐ かんしゃくを起こしやすい。 ☐ 集中しにくい。 ☐ 警戒心が強くなる。

【対応のポイント】

PTSDには、程度の軽いものから重症まで認められる。重症の場合は精神科医等の専門家と連携して対応する必要があるが、原則的には次の点を守って対応する。なお、症状は現れたり、一時的に消失したりすることもあり、長期間の持続的な観察とケアが必要となる。

- ・子どもが自ら心配して訴える時には、時間をとって子どもの話を十分に聞く。
- ・必ず元の状態に戻ることを子どもに伝え、安心させる。
- ・遊びと運動を増やし、家族、学校、地域社会での人間関係を良好にする。

○発災後 1 か月内の症状の特徴とその対応ポイント

- ・ 大震災直後には、被災者が災害による恐怖・衝撃・大切なものを失った喪失感・無力感など、心にさまざまなダメージを受けていることが多い。
そのため、発災から 1 か月以内の急性期の児童生徒のストレス反応として特徴的な様子としては、発達段階に応じて、次のような反応が生じる。
- ・ こうした震災後の心の反応は、程度に差はあっても、誰にでも起こりうる反応であること、また、必ず元の元気な状態に戻ることを児童生徒に伝え安心させることが重要である。

ウ 心のケアにあたる際の基本的な姿勢

○災害後の児童生徒と接する時、教職員が気をつけることは次のような点である。

- ・ 大人・教職員自身が落ち着いていること
- ・ 子どもの話をしっかり聞く
- ・ 正確な情報を伝える
- ・ 身体の手当てをする
- ・ ひとりぼっちにしない
- ・ 子どもを叱らない
- ・ ふだんの生活を取り戻す

○また、話を聞く姿勢として、次の点に留意する。

- ・ よく耳を傾ける
- ・ 聞くための十分な時間をつくる
～腰を据えて、じっくり話を聞くことが大切
- ・ 相手の立場に立ち、共感を持って対応する
- ・ 声の調子に気をつける
～声の高さや大きさは、話し手の心理的・精神的な態度を表現する
相手に不快感を与えないように注意することが大切
- ・ 問題の原因を決めつけないようにする
- ・ 一番つらいのは、本人であることを受け入れる

○励ますつもりが逆効果、被害を受けた人を傷つける言葉に気をつける。

- × 被害を受けた人を傷つける言葉 × × × × ×
「がんばれ」
⇒ 自分は今以上にはがんばれないと落ち込んでしまうなど、逆効果となる場合が多い。
- 「あなたが元気にならないと、亡くなった人もうかばれないですよ」
「あなたが泣いていると、亡くなった人が悲しみますよ」
⇒ 悲しいときには泣いていい、元気を失って当たり前というのが望ましい。
- 「命があったんだからよかったと思って」

「家族もいるし、幸せなほうじゃないですか」
「このことは無かったと思ってやり直しましょう」
「こんなことがあったんだから、将来はきっといいことがありますよ」
「思ったより元気そうですね」
「私なら耐えられないと思います」
→ しっかりしていると誉めるつもりで言われることが多いが、
生きている自分を非難されたように感じる人が多い。

【参考】児童生徒の反応についての教職員の対処法（大地震の例）

○児童生徒と教師が地震という事実を確認する

地震のメカニズム、余震の可能性や危険を教え、児童生徒が直面している被災状況の現実的な位置づけを与える。同時に、安全確保の方法についても指導する。

○児童生徒と教師が感情や経験を共有する

- ・ 児童生徒と教師は、自分の感情や経験について話し合い、そのことを分かち合う機会を持つことが必要である。そのためには、まず大人である教師が、自分のさまざまな感情を認める必要がある。
- ・ 会話は不安を少なくするのに役立つ。
- ・ 高学年以上の児童生徒であれば、たとえば地震の絵や写真、ビデオテープを見て話し合うことは、表現されていない感情を表現する手助けになる。
- ・ 低学年の児童にはクレヨンやマジックで絵を描かせ、そのことについて話してもらうことが有効である。ただし、自発的に取り組むときには有効だが、強制するのはかえって良くない。自分の感情を表現できない子どもには、人形やぬいぐるみを持たせ、その人形等に話をさせる。ゆっくりと時間をかけて話を聞いてあげることが重要である。
- ・ どの年齢でも友達の話聞くことは自分だけが特別ではないという安心感を与え、自分では表現できなかった感情を代わりに表現してもらえなど良い点がたくさんある。

○児童生徒の遊びを禁じない

- ・ 児童生徒は、遊びを通して不安や怖さを表現し、自分の願いをこめた創造的な世界を体験することがよくある。大人たちが不謹慎だと嫌がるような「地震ごっこ」「救出遊び」「生き埋めごっこ」等も、体験を通して自分の心の中の不安を克服し、乗り越えようと しているのである。禁止せず、遊びの話を聞いてあげることが大切である。不安や恐怖 が克服されれば、時間の経過とともに自然に消失していく。
- ・ ただし、遊ぶことで不安や恐怖が増強する場合もある。トラウマが強すぎて、自分でその遊びをやめられない状態である。児童生徒にとって遊びは楽しいことが原則で、つらい遊びを続けることは苦しい。誰かが支えになって、遊びがやめられるように援助してあげなければならない。

○児童生徒は大人や家族と一緒にいる必要がある

児童生徒は、同じような地震が今度また起きたらどうすべきか、自分の安全と、再び保護者と会えるのかなど不安に思っている。

防災対策としての準備が必要である。保護者には、できるだけ早く児童生徒の所に来るよう知らせる。その間、学校が児童生徒の面倒はきちんとみることを保護者と子どもたちの両方に伝え、安心させる。

○児童生徒は活動的に過ごす必要がある

- ・ 児童生徒が学校で活動的に過ごすことは、生活のリズムを整えるためにも、災害状況をコントロールする手助けのためにも必要である。
- ・ ただし、余震が続く間は、教室の割れた窓ガラスの掃除、倒れかかった本棚の整理等の危険を伴うような活動をさせてはいけない。
- ・ 余震の続く間は、クラスの生徒がバラバラになったり、学校外へ移動したりする活動すること等は避けたほうがよい。

エ 災害発生直後から学校再開までの対応

災害時における児童生徒の心のケアに直接かかわるのが学校であり、その教育的機能を十分に生かした対応が期待されている。

災害に遭遇した児童生徒に対しては、できるだけ早く適切な処置をすることが重要であり、児童生徒の心身の健康への影響について、教職員全員の共通理解を図っておくことによって、災害時の児童生徒に対しても教育的配慮のある対応ができることになる。

○心のケア計画に基づく対応

災害時に学校は、児童生徒の心身の健康状態をいち早く把握し、問題解決のための確な対応策を講ずる。

○心のケア推進チーム（ＫＣＴ）の設置

- ・ 災害時の児童生徒の心の健康問題への対応を適切に行うためには、全教職員体制で対応する必要があることは言うまでもない。しかし、災害時に心のケア対策を推進するためには、心のケア活動推進のためのプロジェクトチームとして「心のケア推進チーム」（ＫＣＴ）を早期に編成し、強力に対策推進を図れるような体制を構築することが重要である。
- ・ 心のケア推進チームは、教務主任、生徒指導主任や養護教諭などが中心となって、構成することが想定される。
- ・ 災害直後は、学校カウンセラーやスクールカウンセラーの各学校への訪問や情報連絡が困難なことが予想される。しかし、出来る限り、スクールカウンセラー、学校カウンセラーなど関係者と連携を図って対応することが大切である。
- ・ 児童相談所などの専門機関や医療機関との連携体制もできる限り確保しておくことが望ましい。

○全教職員による心のケア体制の構築

- ・ 学校長の指揮のもとに、心のケア推進チームが中心となって、教員、事務職員、給食調理員など教職員全員が児童生徒にどのように対応していくべきかについて、校内説明会・研修会等を開催し、共通理解を図ることが重要である。
- ・ 早期の問題発見や適切な対応を図るため、教職員のチームワークを確保することも大切である。

○実施にあたっての留意点

- ・ 児童生徒の心のケアについては、学級担任や養護教諭等の教職員が児童生徒の話を十分聞き、体験や不安な感情を分かち合って、安心感を持たせることが大切である。
- ・ 児童生徒の心が癒され、危機を乗り越えていくためには、それまで築いてきた人間関係の中での励ましや心のケアが十分に行われていたかどうか大きな役割を担っている。

○家庭訪問等による児童生徒の心身の状態把握

- ・ 学校の教育活動を再開させるまでは、家庭や避難先における児童生徒の心の状況の把握に努める。
 - ・ 災害が児童生徒の心身の状態にどのように影響しているかを把握するためには、家庭訪問や学校外での活動における観察のほか、状況によっては、質問紙を用いたアンケート調査等を実施することも考えられる。
 - ・ 家庭訪問で見受けられた児童生徒の状態については、「心のケア推進チーム」（KCT）などが報告を集約し、学校として、児童生徒にどのように対応すべきか検討し、具体策を全教職員に周知する。
- また、この際、特に配慮すべき児童生徒を把握することも重要である。

〔留意点〕

教員は、日頃から児童生徒の健康的な面や長所に注目する傾向があるため、災害時に生じた児童生徒の症状や否定的な反応を見落としてしまう危険性があることに注意する。

○家庭への心のケア情報の発信（保護者説明会等の実施）

- ・ 「学校だより」「保健室だより」など印刷物を保護者に配布することなどにより、児童生徒の心に起こる可能性のある症状や反応、家庭でそのような症状や反応が観察された場合に保護者がとるべき対応、学校が行おうとしている今後の活動の計画、予定などの情報を提供することが重要である。
- ・ 災害発生後の出来る限り早い時期に、保護者説明会を実施し、情報の提供に努めることが重要である。保護者説明会では、学校再開についての情報提供のほか、今後予想される児童生徒の反応等についての説明、保護者の不安等に関する質疑応答を行うことが重要である。
- ・ 保護者説明会には、スクールカウンセラーなど「心のケア」についての専門家の協力を得ることが望ましい。

オ 学校再開後（災害発生直後から 1 か月後が目安）の対応

災害発生から 1 か月程度経過し、学校が再開された状況下では、災害復旧の進捗状況などにもよるが、児童生徒の心理的状況は、保護者や地域の人々との交流、教職員とのかかわりなどにより、改善の方向に向かうことが想定される。しかし、児童生徒の心の状態は、外見からのみでは判断しにくい面が多くあり、また、災害から数年経っても、何らかの原因でフラッシュバックを起こし心身に症状が出る場合もある。したがって、大災害に遭遇した児童生徒に対しては、長期にわたり教育的配慮が必要となる。そのために、心のケア推進チーム（KCT）が、引き続き中心となって、経過観察や継続的な健康調査を実施するほか、校内研修の継続的实施など、長期的な支援体制の確立を図る必要がある。

○心身の健康状態の実態把握

心身症状・反応を把握するための方法としては、児童生徒の様子 of 直接的な観察、保護者との話し合いによる間接的観察、及び質問紙を使った調査等の方法がある。

- ・ 児童生徒の行動の直接的な観察

児童生徒の授業中や休み時間等の活動等の観察により得られる情報

- ・ 児童生徒の行動に関する情報

家庭訪問の際などに得られる保護者からの児童生徒の行動等に関する情報

- ・ 質問紙によるアンケート調査（「心身に関する健康調査」など）の実施

- ・ 質問紙による調査は、災害発生から 1 か月程度経過した時期に実施すると効果的である。

災害発生から 1 か月程までは、通常、どのような児童生徒にも様々な反応や症状が見られるものであり、これらは、いわば「異常な事態に対する正常な反応」と考えることができる。したがって、児童生徒の心理状態等を把握し、今後の心のケアの対応策を検討するための資料として調査を実施するのであれば、災害発生から 1 か月程度経過した時点が適切であると考えられるためである。

- ・ 質問紙による調査は、1 回限りではなく、時間の経過にしたがって、例えば 3 か月後、6 か月後にも実施する必要がある。複数回のデータを比較することで、児童生徒の状態の変化を把握することができ、対策の有効性や今後の対応の参考ともなる。

- ・ PTSD には、災害後約 6 か月以降になって顕著になる遅発性 PTSD が存在することが知られているので、留意すること。

〔質問紙による調査実施にあたっての留意点〕

- ・ プライバシーの保護に努めること。

- ・ 質問紙調査を行う目的や、得られたデータをどのように活用するのか等について、保護者、児童生徒に詳しく説明し、同意を得ること。

- ・ 質問紙への記入は自由意志によるものであることを明示すること。

答えたくない質問には答えなくてよいことや、答えたくない児童生徒は答えなくてよいことを説明すること。

- ・ 質問紙に答えることが、一時的な症状の悪化につながる場合もあることを明示し、理解を得た上で実施し、そうした場合に保護者や児童生徒がどのような対応をとれ

ばよいかを明示すること。

- ・得られたデータの結果や分析状況を児童生徒や保護者に知らせること。

- ・保健室の来室状況

養護教諭は、保健室へ来室する児童生徒の様々な様子から、児童生徒の心身の健康状態等を把握することができる。

○個別相談の実施とその体制

学校再開後の児童生徒の心のケアの方法は、個別相談体制と学級での取り組みとに大別される。

各学校における個別相談に当たっては、心のケア推進チーム（KCT）を中心に、学級担任、生徒指導専任、養護教諭など関係者が対応を話し合い、細部を調整する。また、教育総合相談センターで緊急支援におけるコーディネーターの役割を担う指導主事とも連携を図り、学校カウンセラーやスクールカウンセラー等とも連絡を取り合いながら、相談を行うことが大切である。

また、必要に応じて、外部専門家や専門機関等の支援を要請することも検討する。

- ・災害による影響は、精神的な問題としてよりも、身体的な問題として現れる傾向が強く、養護教諭の役割が重要となる。
- ・個別相談については、心のケア推進チーム（KCT）がスクールカウンセラー等と話し合い、対応方針や具体的方法を決定する。そして、その内容を関係教職員に周知し、基本的には、学級担任が中心となって個別相談を実施する。児童生徒の様子にいち早く気づき、児童生徒から相談を受ける立場にあるのは、学級担任である。
- ・相談の実施にあたって、個別相談に当たるスタッフは、家庭訪問や保護者説明会、心身の健康に関する調査などで得られた情報等を十分に参照しながら相談に当たることが重要となる。
- ・個別相談に当たるスタッフは、児童指導専任、生徒指導専任、養護教諭、学年主任など心のケア推進チーム（KCT）との情報交換を積極的に行う役割を担う。
- ・プライバシーが守られるような相談活動の場を確保し、安心して相談できる人間関係づくりに留意することが重要である。
- ・継続的な対応を図ってもなお児童生徒の様子が安定せず、さらなるケアや治療が必要と判断される場合等においては、教育総合相談センターの専門スタッフとも協議のうえ、学校外の専門機関（児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関等）を紹介する。

〔留意点〕

○相談を受けるにあたっては、「共感」と「妥当性を認めること」が重要である。

※「共感」とは、児童生徒の苦痛や不安を十分に傾聴し、それらの感情や情緒を受け止める

メッセージを児童生徒に与えることである。

※「妥当性を認めること」とは、児童生徒が訴える苦痛や反応は、ショックな体験をしたものなら誰にでも見られることであり、決して異常なものでないこと、そのような状態になるのは至極当然なのだということを児童生徒に伝え、症状や反応に対

する安心感を提供することである。

○個別相談の機能は「相談」にあり、「治療」については、専門機関に委ねるものとする。

○学級での取り組み

学校再開後の児童生徒の心のケアの方法として、各学級での取り組みがあるが、児童生徒の発達段階や置かれている心理状況等によって、多様な手法が存在する。

具体的なプログラムを実施する場合には、専門家であるカウンセラーと十分協議し、カウンセラーとともに、またはその指導・助言のもとに慎重な対応を図ることが重要である。

・学級における活動やグループによる話し合い

児童生徒は、人とのつながりの感覚を失い、孤独感や疎外感に苦しむことがある。こうした児童生徒にとって、クラスメートとの一体感を感じ直すことが回復の促進要因となる。

そのためには、学級との一体感を感じられるような活動が有効に作用する。そうした活動のひとつとして、学級全員で災害のことを話し合うというグループ・プログラムがある。

〔効果〕

- ・同じ学級の児童生徒が、自分と同様の反応や症状を示していることを知ることによって、苦しいのは自分だけではないと感ずることができ、孤独感が和らぐ。
- ・学級全体で災害のことに取り組むことで、人とのつながりの感覚や安心感の回復につながる。学級の仲間意識や集団意識、学級への帰属感が強化されることによって、全体として回復していこうという意識が強化される。

〔留意点〕

災害による影響は、被害の程度によって、児童生徒間でかなりの差異が生じる。そのため、症状の重い児童生徒を中心に対応している専門家と学級全体を見ている教師とでは、「今、必要なこと」は何かについて、とらえ方が異なることもあることを十分留意する必要がある。

教職員など関係者は、すべての対象者に有効な支援プログラムは存在しないということをしつかり認識する必要がある。

○心の健康に関する教育の実施

保健教育や保健管理と連携し、心の健康に関する教育を実施し、災害時の児童生徒の心の変化等について説明し、自身の心理状況を理解させることも重要である。

カ 専門家の援助が必要なとき

○保護者が、専門家について正しい知識や情報を持っていない場合もある。

専門家の援助を求める時には、保護者に対し「精神的健康の専門家は、困っている人を助けるよう訓練されている。彼らは、保護者や子どもたちの深刻な問題や

行動を、処理したり理解したりする手助けができる」と丁寧に説明することが大切である。

- 専門家の援助の導入に際しては、保護者が子どもを病気扱いされたとか、担任に見放されたと感じることが無いようにしなければならない。子どもたちはもちろん、保護者の気持ちを十分理解するよう努めることが大切である。
- 子どもたちの問題の解決に向けては、家庭と専門機関と学校が連携することが重要で、学校は協力を惜しまないことを約束し、保護者が孤立していると感じることがないように信頼関係を築く。
- 教師自身が困り、専門的なアドバイスが必要になった時は、迷わず早めに専門家に相談することである。教師も理解されケアされる必要がある。
- 次の「子どもの精神保健チェックリスト」で、7つ以上が当てはまる場合は、専門家に相談に行くことを勧める。

また、死について関心を強くしていると思われる場合や、自殺の可能性が考えられる場合などは、たとえリスト7つ以上を満たしていなくても、すぐに専門家の援助を得ることが急務である。

■子どもの精神保健チェックリスト

- ①災害が起こる一年以内に家族の一員が亡くなったり、子どもがケガや事故で入院したり、両親が別居または離婚をしたことがある。
- ②災害後、避難場所の生活が一週間以上続いた。
- ③両親や家族と離れ離れの生活が一週間以上続いた。
- ④全く言うことを聞かなくなった。
- ⑤両親や家族の一員が亡くなったり大ケガをしたりした。または子どもが大ケガを負った。
災害後三週間以上にわたり、災害前には見られなかった以下の症状を示していますか。
- ⑥悪夢にうなされる
- ⑦注意力低下・散漫
- ⑧些細なことにいらいらし、すぐ怒る
- ⑨赤ちゃん返り(一人でトイレに行けない、赤ちゃん言葉、指しゃぶり等)
- ⑩吃音やチック
- ⑪しつこく大げさな不安や恐怖
- ⑫頑固・強情
- ⑬強迫的行動や儀式(手を洗う、窓が閉まっているかいつも気にする等)
- ⑭睡眠障害(なかなか眠りに落ちない、すぐに目が覚める等)
- ⑮継続的な身体症状(頭痛、腹痛、めまい、嘔吐、発熱等)
- ⑯気分が常に落ち込んでいる、すぐ泣く
- ⑰災害前までは好きだったことをしない

キ 教職員の心の健康

大災害後に教職員は、児童生徒の安否確認、学校再開のための対応のほか、再開後もそれまでに経験しない困難な状況に直面することが想定される。

しかも、教職員自身も被災者でありながら、児童生徒に対応するという厳しい状況が想定される。

教職員は、互いに助け合い、励まし合いながら、その困難な状況に対応しようとするが、無力感、悲嘆、孤独感に襲われ、睡眠不足などにより疲労が積み重なることも考えられる。したがって、学校は、教職員自身の心のケアにも十分配慮する必要がある。

2－2 生活安全領域

（１）防犯

① 不審者対策

ア 不審者侵入時の緊急避難体制

安全対策のため伏せています

イ 校内不審者侵入時の対応の流れ

安全対策のため伏せています

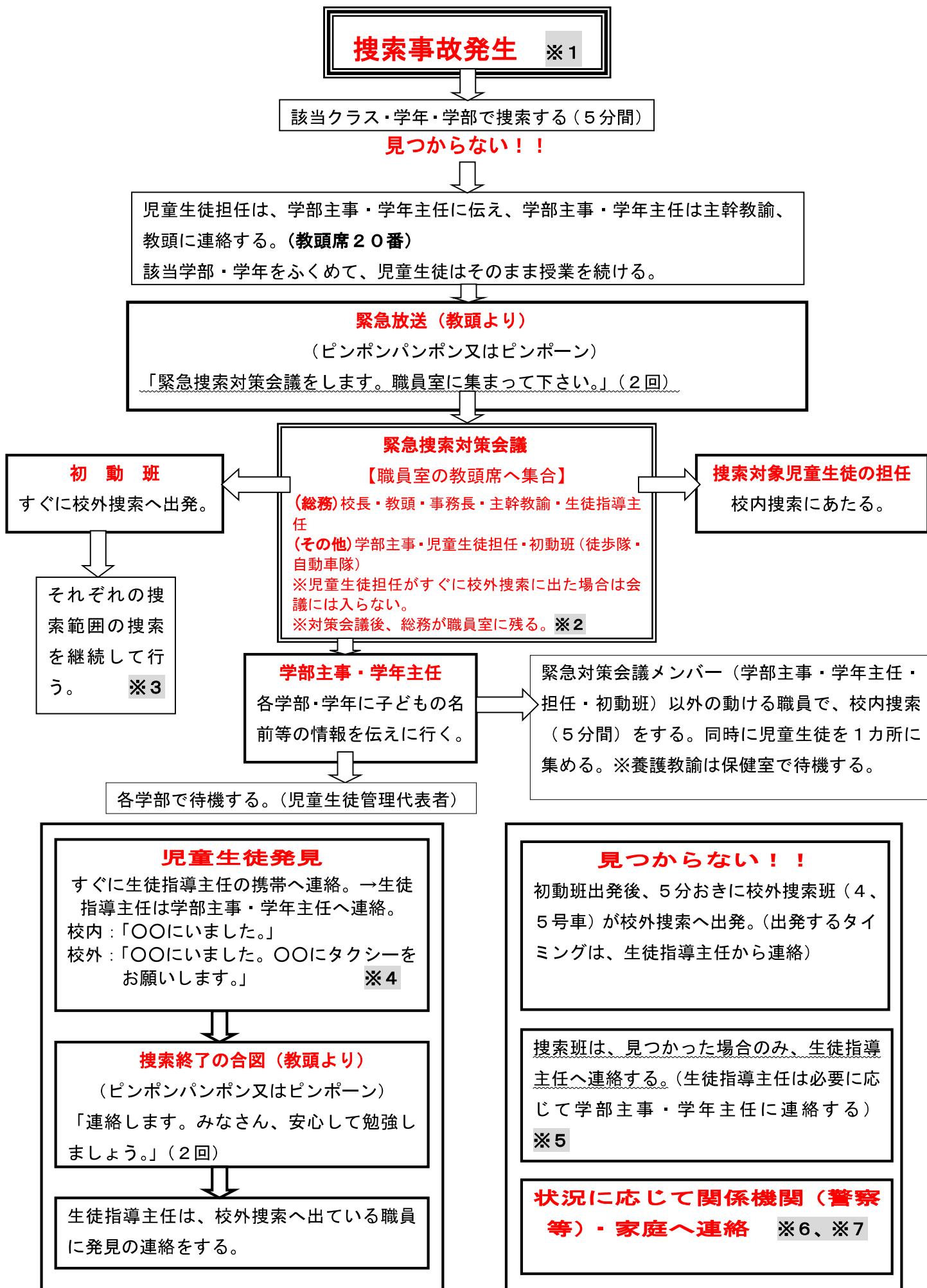
安全対策のため伏せています

安全対策のため伏せています

教職員の心得

- ・ 児童生徒の安全確保が第一
- ・ 迅速かつ冷静に
- ・ 臨機応変に

② 緊急搜索・保安体制



ア 児童生徒がいついなくなったか不明の場合の基本的対応である。ただし児童生徒が校外へ出るところを目撃した場合については以下の流れで対応に当たる。

○目撃した先生（担任、その他学部内、他学部の先生を含む）が追いかける。その際、近くの先生にその旨を必ず伝えると同時に、追加の先生をお願いする（目撃者１人だけで追いかけるのではなく、なるべく早く他の１名の先生が応援に行く→学部を問わない。また、必ず携帯を持参する）。

○校外捜索に出ることを伝え聞いた先生は管理職に報告する。（管理職は生徒指導主任に連絡する）

○捜索している先生は、捜索開始５分以内に状況を生徒指導主任に連絡する。

- ・児童生徒の姿が確認出来ていて保護できそうであればそのまま捜索を続ける。
- ・児童生徒の姿が確認出来ていても保護できそうにない、あるいは姿を見失った場合は、教頭の緊急放送により、緊急捜索会議を実施する。
- ・緊急捜索会議を受けて、まず、当該学部の初動班が捜索に出動する（捜索範囲があらかじめ絞られている場合）。
- ・見つからなければ他学部の初動班が出動する。

以後はマニュアルに沿って捜索を継続する。

イ 生徒指導主任が捜索に出ている、もしくは不在の場合は生徒指導副主任または学部・学年主任が総務として職員室に残る。

ウ 捜索範囲の地図は別紙１，２参照。

エ 校外で発見した場合は、以下の方法で帰校する。

○徒歩で帰校できる場合は、徒歩で帰校する。ただし、教員の数が児童生徒と同じ場合（例えば１対１や２対２など）は、徒歩での応援の先生を１名以上お願いして、応援者到着後に複数の先生方（必ず児童生徒よりも多い数）で帰校する。

○徒歩で帰校できない場合は、タクシーの要請をする。

オ 生徒指導主任の電話回線が塞がっている場合は、以下のいずれかに連絡をする。

生徒指導主任

学 校

教 頭 携 帯

学 部 主 事 携 帯

カ 校内で児童生徒を発見した場合、校外捜索をしている職員には、生徒指導主任が連絡をする。

キ 捜索範囲は、自宅・園・登下校路周辺や予想される行動範囲を探す。（各学部で捜索範囲あり）

校外捜索開始後、３０分（状況に応じて変更）探しても見つからないとき・・・

教頭が関係機関（警察等）に連絡をする。捜索対象児童生徒の担任は、家庭または学園へ連絡をする。

(2) 事故・傷病

① 応急手当・心肺蘇生法（一次救命）

「人が倒れている」 近づくその前に

- 周囲の安全を確認する(二次事故防止)
- 傷病者の状態を確認する(大出血の有無など)

1 意識を確認する

- 肩を叩いて、声をかける



2 協力者を求める

- 119番通報とAEDの手配をお願いする

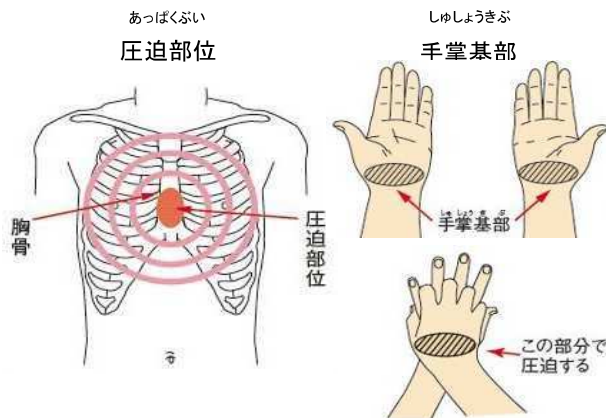
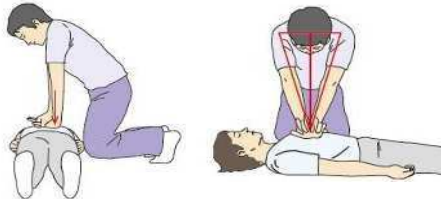
3 呼吸を確認する

- 10秒以上かけないで、胸とお腹をみて、普段どおりの呼吸があるかを確認する
- ※死戦期呼吸を普段どおりの呼吸と間違えないようにする
- ※判断に自信が持てないときは胸骨圧迫を開始する



4 胸骨圧迫を30回

- 「胸骨の下半分※」を手掌基部で垂直に押し下げる
- ※目安は胸の真ん中
- 圧迫の深さは「約5cm」
- 圧迫の速さは「1分間あたり100～120回」
- 圧迫は「強く・速く・絶え間なく」を意識する



5

できれば、人工呼吸を2回

(ただしコロナ禍においては下記参照)

- 気道を確保する(頭部を後ろに下げて、あご先を上げる)
- 鼻をつまんで口をおおい、胸が上がるのがわかるまで吹き込む
- 1回の吹き込みに約1秒かける
- 吹き込んだら、つまんだ手と口を離す



6 メッセージに従ってAEDを使う

※AEDのメッセージは、タイプにより少し違う場合がある

※ 胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返す

※ 人工呼吸ができない場合は、胸骨圧迫のみを継続する

STEP 1

電源を入れる



STEP 2

「電極パッドを装着してください」



- イラストのとおり貼る
- 電極パッドは、密着させる
- 水ぬれや、はり・ぬり薬などは取り除く
- コネクタがあるものは差し込む



STEP 5

胸骨圧迫と人工呼吸のくり返し



- 直ちに
- 4 胸骨圧迫
- 5 人工呼吸

STEP 4

「電気ショックが必要です」



- 傷病者から離れる
- ショックボタンを押す

「電気ショックは不要です」

STEP 3

「心電図を解析中です」



- 傷病者から離れる

STEP 6

以降もAEDのメッセージに従う

STEP 7

医師または、救急隊に引き継ぐ

- AEDの電源は切らず、電極パッドは着けたままにする



② 熱中症対応

ア 熱中症を疑う症状と重症

- 第Ⅰ度** めまいや立ちくらみ、筋肉の痛みや硬直、大量の汗 → 応急処置
第Ⅱ度 頭痛、吐き気、嘔吐、体がだるくて力が入らなくなる、倦怠感 → 医療機関へ
第Ⅲ度 体を触ると熱く感じるほどの高温になる、意識障害、手足のけいれん → 緊急体制

イ 処置

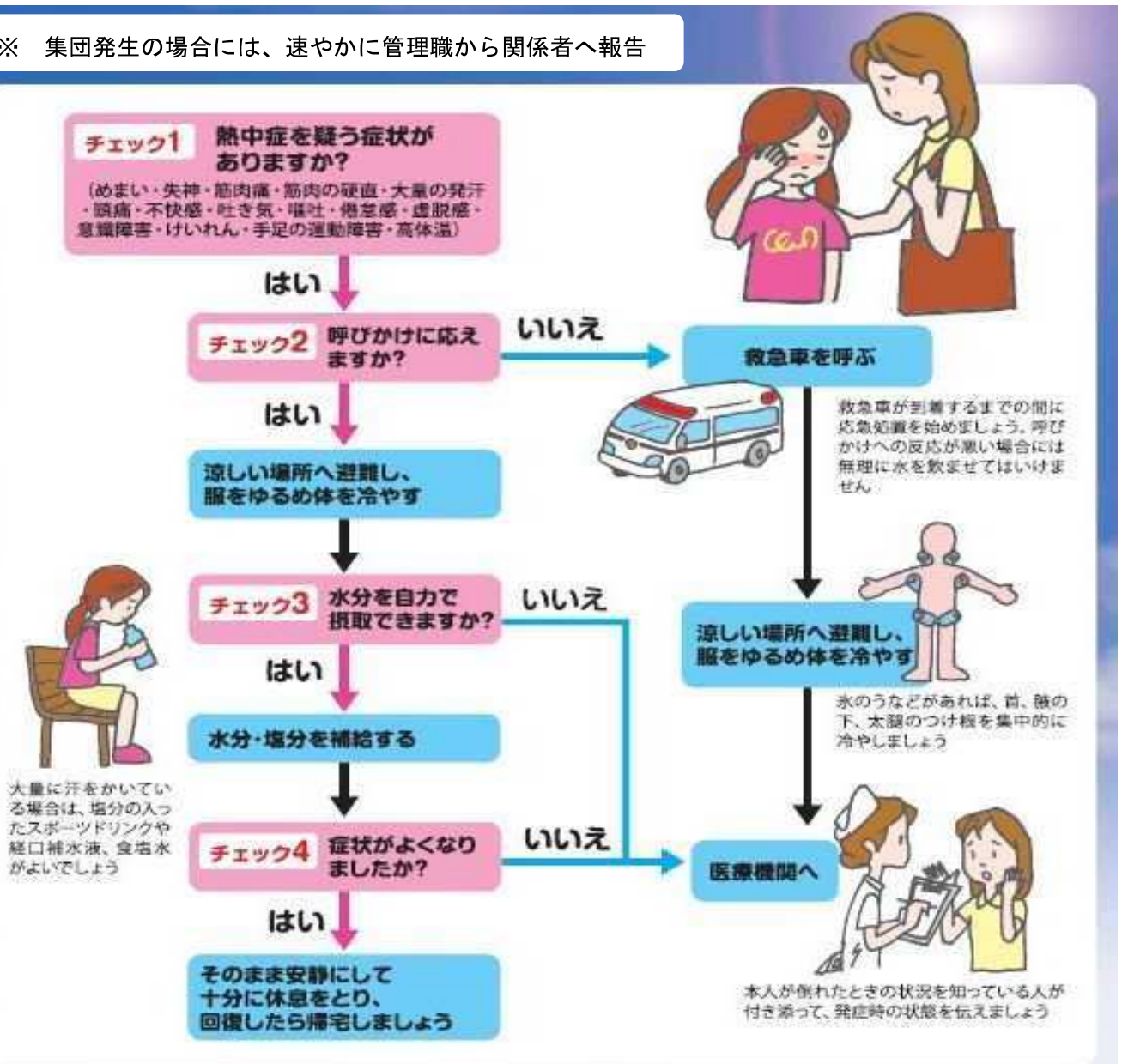
※迅速に体温を下げることであれば、救命率は上がる。

Fluid (水分補給) Ice (冷やす) Rest (休む) Sign (様子をみる) Treatment (治療)

- 冷房を効かせる
- 衣服を緩める
- 冷たいタオル（保冷剤）で体（首元、脇の下や鼠径部）を冷やす
- 水分やミネラル（スポーツドリンクや経口補水液など）を補給する
- 熱けいれんの場合は生理食塩水（0.9%）などの濃いめの食塩水を補給する
- 足を高くして手や足を先の方からマッサージする

ウ 緊急体制

※ 集団発生の場合には、速やかに管理職から関係者へ報告



【暑さ指数（WBGT）による熱中症予防】

○本校における屋外活動の適否判断を伴う取組みについて

- ・熱中症情報（由布市）を参照
- ・気温・水温（プール使用）の確認 ※気温 35℃以上、水温 30℃以上は原則中止
- ・暑さ指数(WBGT)「注意(25 未満)」「警戒(25 以上 28 未満)」「厳重警戒(28 以上 31 未満)」「危険(31 以上)」を計測

※屋外活動適否の判断の目安とする

- ・校内（体育館、運動場、小学部中庭）を計測
- ・9:00・10:30・12:15 計3回の定時計測と合わせて屋外活動時は随時計測
- ・測定後、スプレッドシートに測定指数を入力し情報を共有

《運動に関する指針》

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31℃以上 35℃未満	28以上 31未満	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28℃以上 31℃未満	25以上 28未満	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24℃以上 28℃未満	21以上 25未満	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

（公財）日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2019）より

③食物アレルギー・アナフィラキシーショック

食物アレルギー対応の基本的な流れ

「アレルギー対応希望の有無」の確認→アレルギー対応の希望者と面談→アレルギー対応委員会で検討決定→アレルギー対応→評価・対応の見直し

※主治医の学校生活管理表をもとに、「個別の支援プラン」を栄養職員が作成し、アレルギー対応委員会で承認

アレルギー症状がある
(食物の関与が疑われる)

原因食物を食べた
(可能性を含む)

原因食物に触れた
(可能性を含む)

発見者が行うこと

- ①子どもから目を離さない、1人にしない
- ②助けを呼び、人を集める(救急時の対応・「緊急」放送対応)

緊急性が高いアレルギー症状はあるか？
顔色が悪い 呼吸が苦しい 意識がおかしい
30秒以内に判断する

ある

校内緊急体制に入る

ひとつでも当てはまる症状がある
5分以内に判断

保健室または、安静にできる場所へ移動する

緊急性が高いアレルギー症状

全身の症状

- ぐったり
- 意識朦朧
- 尿や便をもらす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

呼吸器の症状

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

消化器の症状

- 持続する強いおなかの
(がまんできない)
お腹のいたみ
- 繰り返し吐き続ける

ない

ない

5分ごとに症状を観察、

記録し、症状チェックシートに従い判断し、対応する
緊急性が高いアレルギー症状の出現には特に注意する

- 症状チェックシート
- 救急・緊急時の記録

④光化学スモッグ・PM2.5 など大気汚染対策

ア 日常的な情報収集

天気予報 大分県ホームページ 環境省ホームページ 県民安心・安全メールなどで常に情報収集

イ 発生時以降の対応

対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
<発生時の危機管理> ○担当者から管理職へ報告 ○安全確保の指示 ○健康状態の状況把握 ○健康観察の実施 ○関係機関への連絡及び連携 ○学校医へ報告し指導を受ける ○児童生徒の下校等今後の対応検討及び報告 ○保護者への説明	・ 全校児童生徒に速やかに屋内に入るよう指示 ・ 窓を閉めるよう指示 ・ 児童生徒及び教職員の健康状態把握の指示 ・ 有症者の状況把握を指示 ・ 教育委員会に速やかに連絡 ・ 学校医へ連絡し指導を受ける ・ 児童生徒の下校等今後の対応を検討 ・ 関係機関へ報告 ・ 保護者へ対応策について説明(文書送付又は説明会開催)し、理解と協力を求める	・ 児童生徒の症状について報告(養護教諭等) ・ 痛みを訴えた児童生徒に、洗眼、うがいをさせる ・ 児童生徒及び教職員の健康状態確認 ・ 調査一覧表を作成し全校の状況を管理職に報告 ・ 個別の問診や調査を実施。結果報告	・ 屋外にいる児童生徒は速やかに屋内に入る ・ 体調の異常の有無、症状や程度について報告

⑤水泳・プール事故対策

ア 水泳授業前の準備

○プール管理委員会（担当は各部の体育担当持ち回り）を開催し、以下の点について確認

- ・水泳授業実施基準は水温が23℃以上でなおかつ気温と合わせて50℃以上

→水泳授業のある日は職員室のホワイトボードに係が水温、気温、授業の可否について明示

- ・水質（残留塩素）濃度は、0.4mg/l以上1.0mg/l以下

→授業開始前には必ず測定。基準より下回っていた場合は、プール日誌の1ページ目に書かれてある錠剤を投入。逆に塩素濃度が高すぎる場合は水を入れて濃度を薄める。

- ・監視人数は使用する児童生徒の人数に応じて監視の人数を増減する必要がある（児童生徒数が20名以上の場合は最低2名以上の監視者が必要）。

- ・監視方法は「SCANNING（スキャニング）」（「水面」「水中」「水底」の3ヶ所を監視）
「ZONE（ゾーン）」（常に全体を監視）。

- ・プール設備（排水口の蓋、吸い込み防止金具の強度、ボルト等の固定具合や倉庫内濾過機械の使用方法など）の確認。

- ・プール記録用紙、日常点検チェックリスト、使用終了後点検チェックリストの記入方法確認

- ・プールサイドへの持参物品確認

- ・事故発生時の対応（心肺蘇生法を含む）を再確認。

○学校薬剤師によるプール水の水質検査および施設設備の点検

○児童生徒への保健安全教育

- ・水泳授業前の健康調査実施

- ・入水前のオリエンテーション

- ・ほけんだよりなどで保健指導

- ・特別な配慮を要する児童生徒の主治医への相談・確認

イ 水泳授業時

○授業担当者は以下のプールサイド持参物品ボックスをプールサイドに持参する。

- | | | | | |
|--------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| ☐ AED（設置場所から） | ☐ 携帯電話（担当者） | ☐ 救急セット | ☐ ゴミ袋 | ☐ OS—1 |
| ☐ 紙コップ | ☐ ウェットティッシュ | ☐ BOXティッシュ | ☐ 使い捨てゴム手袋 | |
| ☐ バスタオル（多め） | ☐ ポイズンリムーバー | ☐ 殺虫剤 | ☐ 携帯電話 | |

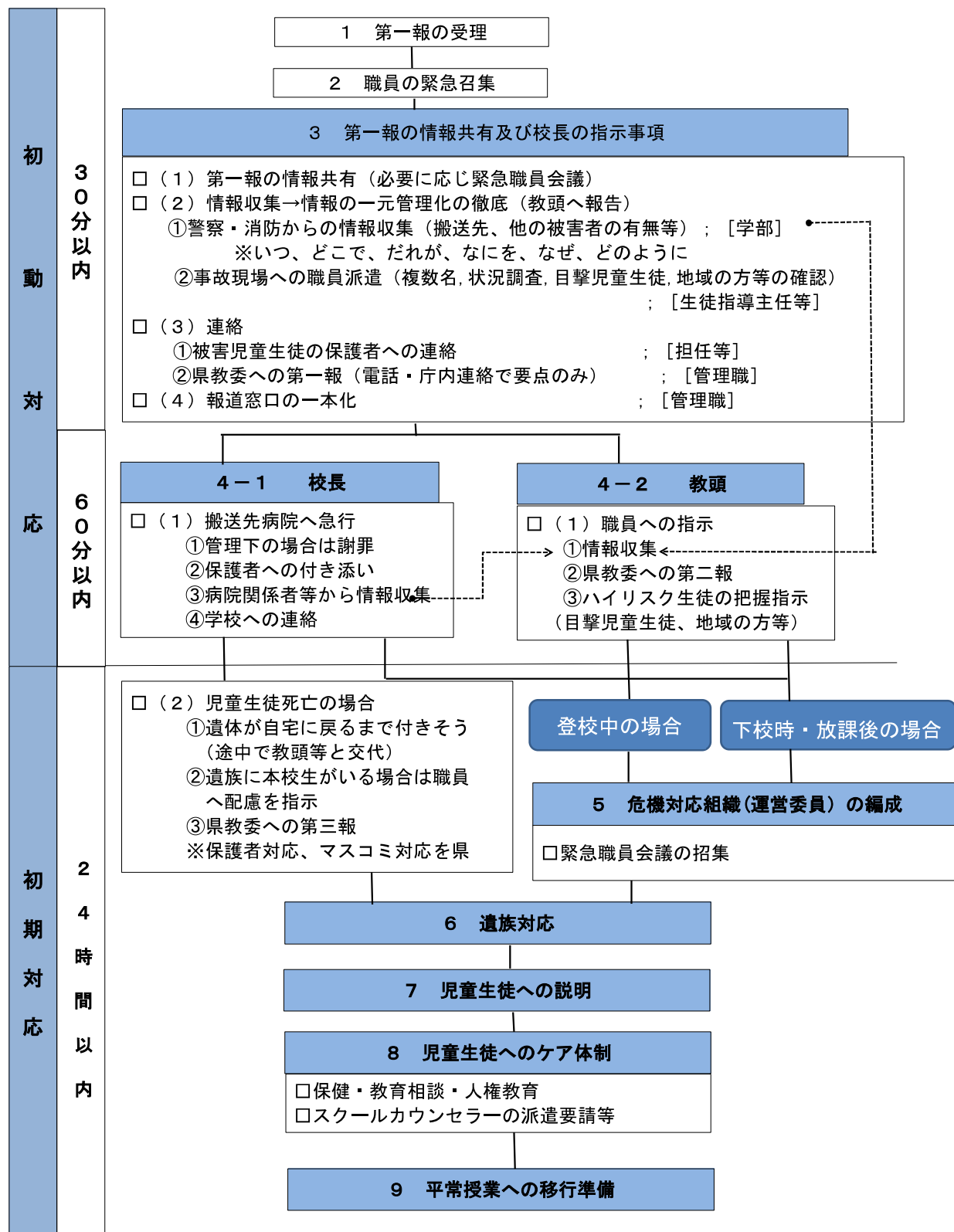
○入水者の登校後の健康観察結果から、入水の可否を判断する。

○事故発生時は校内救急体制に基づいて、速やかに連絡・処置をする

<事務室からの直通プール専用電話あり>

2-3 交通安全対策

(1) 交通事故対応



(2) スクールバス

①児童生徒の置き去り防止

【スクールバス運行規定から抜粋】

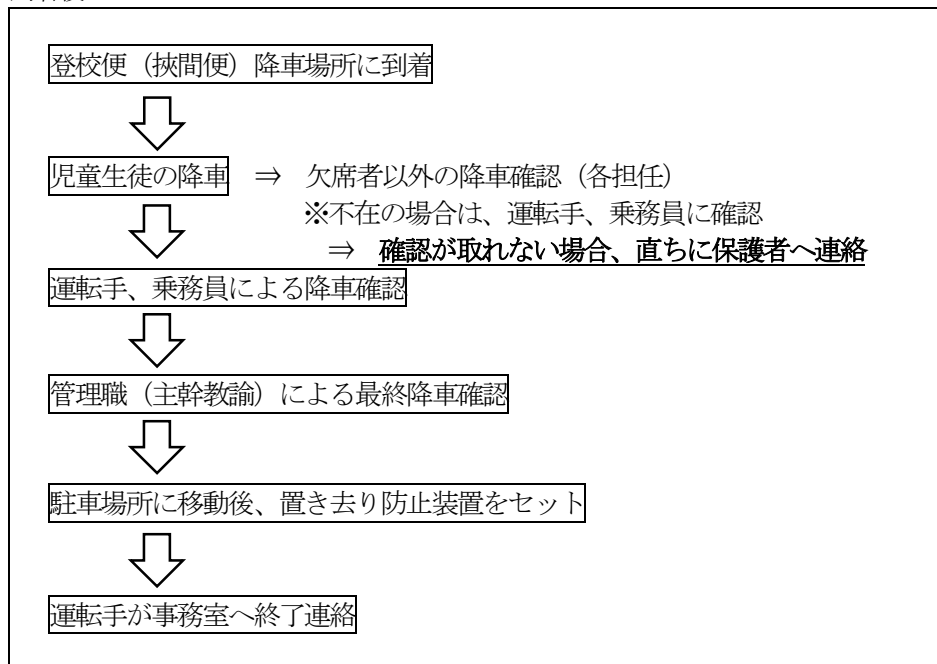
11 降車及び児童生徒の置き去り防止

- (1) 降車時は、運転手もしくは乗務員が降りていない児童生徒がいないか後部座席まで確認する。
- (2) 管理職（不在時は主幹教諭）が、最後の降車チェックを行う。
- (3) スクールバス使用後の駐車時は、必ず置き去り防止装置をセットする。

②降車時の確認

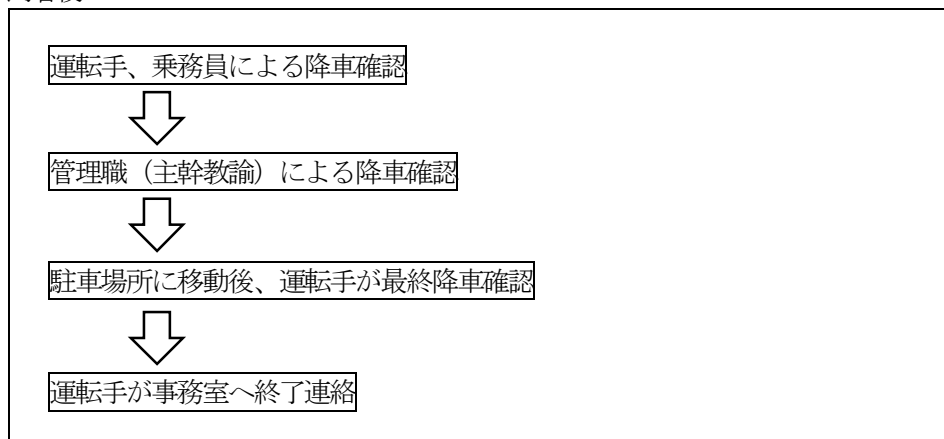
ア 登校便

- 1) 到着前
担任は、欠席連絡者を必ず確認する
- 2) 到着後



イ 下校便

- 1) 出発前
担任は当日下校便に乗車しない児童生徒を必ず連絡
- 2) 到着後



乗降者確認簿（登校便）

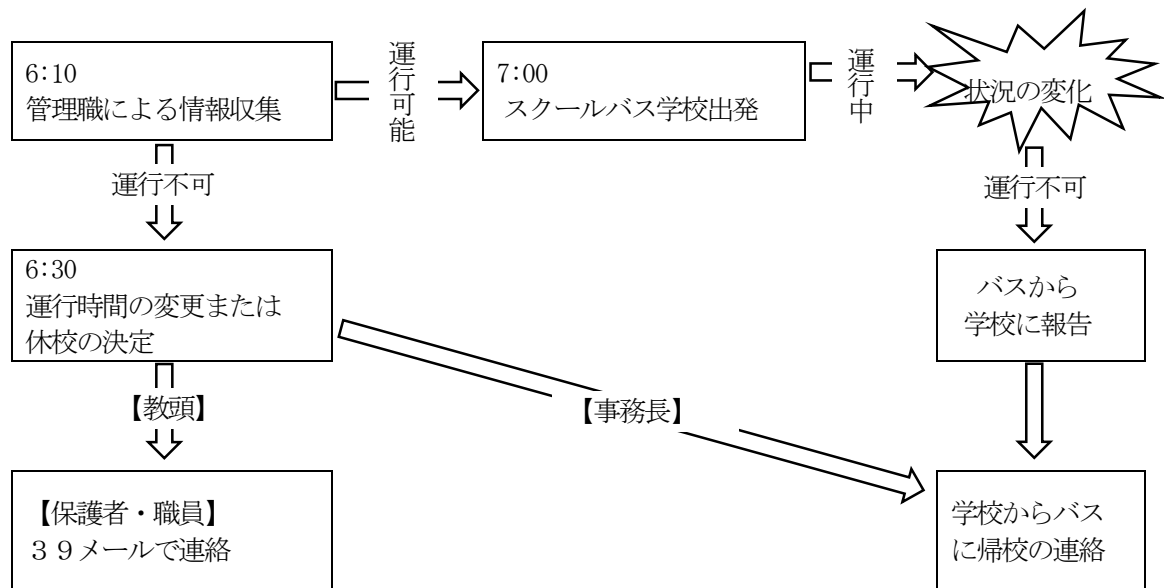
日にち												
湯布院便	南由布駅											
	精米所跡地											
挾間便	ホームワイド挾間店											
	マルミヤ挾間店											

乗降者確認簿（下校便）

日にち												
挟間方面	ホームワイド挟間店											
	マルミヤ挟間店											
湯布院方面	ゆずの里湯平 南由布駅											
	精米所跡地											

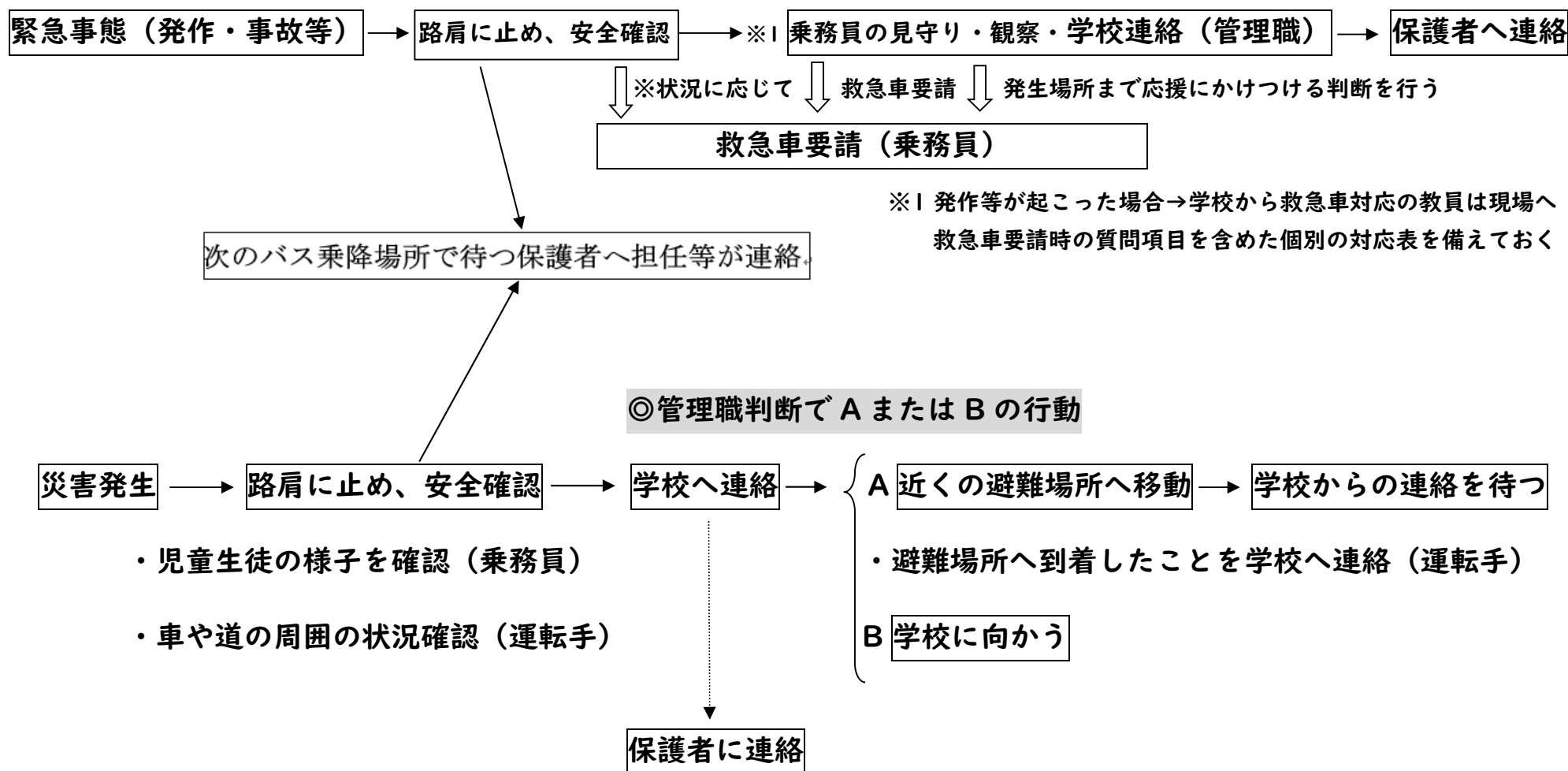
③災害時等の運行における安全対策

この体制は、台風や積雪などでバスの運行が通常どおり行えないときに、適切かつ迅速に、その処置を進めるために定められるものである。



- (1) 天候に変化があると思われるときは、前日までに分かるものに関しては、児童生徒が下校するまでに39メールの発出などの予告をし、措置の徹底を図る準備をすること。
- (2) 全職員は職員連絡網の確認を必ず行い、連絡の不徹底がないように心がけること。
- (3) 管理職による情報収集には、校長、教頭、事務長、主幹教諭が立ち会うこと。
- (4) 連絡を受けたときは、誤報につながらないよう何らかのメモをし、確実に情報を伝えること。
- (5) 保護者への連絡は担当教員が原則として行うが、連絡がつかない場合にはこの限りではない。その場合には、同学年、同学部の教職員が責任を持って伝える。

④緊急時対応フローチャート



学校電話 Tel 097-582-0326

⑤緊急避難場所・迂回路

スクールバス緊急避難場所・迂回路(国道210号線沿い)

R8.4.1現在



路線図
迂回路

